

第 1 回座間味村議会定例会

第 1 日 目

3 月 8 日

令和5年第1回座間味村議会定例会会議録				
招 集 年 月 日	令 和 5 年 3 月 8 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 散 会 等 日 時 宣 告	開 会	令和5年3月8日 午前10時00分 議長宣言		
	散 会	令和5年3月8日 午後6時30分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	又 吉 文 江	6 番	宮 平 清 志
	2 番	西 田 吉之介	7 番	宮 平 喜 文
	3 番	垣 花 太 郎		
	5 番	中 村 秀 克		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	2 番	西 田 吉之介	3 番	垣 花 太 郎
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 和 茂	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	宮 里 哲	船舶・観光課長	中 村 悟
	副 村 長	宮 平 真由美	教 育 課 長	松 田 力
	教 育 長	垣 花 健	会 計 課 長	宇地原 由 人
	総 務 課 長	宮 平 壮一郎	総 務 課 参 事	糸 嶺 直 生
	住 民 課 長	石 川 聖 子		
	産業振興課長	宮 平 明		

令和5年第1回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

（令和5年3月8日午前10時00分開会）

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		諸般の報告
4		行政報告
5		施政方針
6		一般質問
7		提出議案の説明（議案第6号～議案第13号まで）
8	議案第6号	令和4年度座間味村一般会計補正予算（第10号）について
9	議案第7号	令和4年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
10	議案第8号	令和4年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
11	議案第9号	令和4年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第4号）について
12	議案第10号	職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
13	議案第11号	座間味村職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例について
14	議案第12号	座間味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
15	議案第13号	座間味村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

○ 議長（宮平喜文）

ただいまから令和５年第１回座間味村議会定例会を開会します。

開 会（午前１０時００分）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

なお、諸事情によりしばらく中断いたしました、この時間より、先ほど申し上げたように再開します。

なお、議事の日程については、お手元にお配りしたとおりです。

日程第１．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定により、２番 西田吉之介議員及び３番 垣花太郎議員を指名します。

日程第２．会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から３月１０日までの３日間としたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日から３月１０日までの３日に決定しました。

日程第３．諸般の報告を行います。

諸般の報告については、お手元にお配りしたとおりであります。朗読を省略します。

諸 般 の 報 告

令和４年１２月１５日～令和５年３月１０日

１２月２０日	例月出納検査（１２月２１日まで）
１月 ８日	座間味村成人式（式典、祝賀会）
１月１０日	南部地区市町村議会議長会（定例会）
１月１１日	南部離島町村議長連絡協議会（行政懇談会、役員会）
１月１６日	ホエールウォッチング・フェスタ２０２３オープニングセレモニー
１月２４日	例月出納検査（１月２５日まで）
１月２６日	南部離島町村議長連絡協議会（定例会、管内行政視察／粟国村）
１月３０日	町村議会副議長研修会・交流会（沖縄県町村議会議長会）
１月３１日	新人議員研修会（沖縄県町村議会議長会）
２月 ９日	第６４回沖縄県介護保険広域連合議会・定例会、全員協議会、議会運営委員会（２月９日～２月１０日）
２月１３日	第５２回定期総会（沖縄県町村議会議長会）
２月１４日	第１４回定期総会・研修会（沖縄県離島振興市町村議会議長会）
〃	町村議会女性議員交流会（沖縄県町村議会議長会）

2月15日	町村議会議員・事務局職員研修会（沖縄県町村議会議長会）
2月16日	第2回研修会（南部地区市町村議会事務局職員研究会）
2月19日	第56回座間味村産業まつり
2月20日	定例会（南部広域行政組合議会）
2月21日	例月出納検査（22日まで）
2月27日	令和5年第2回臨時会
2月27日	令和5年2月南部広域市町村圏事務組合議会（定例会）
3月1日	全員協議会
3月8日	令和5年第1回定例会（10日まで）

これで諸般の報告を終わります。

日程第4．行政報告を行います。

村長から行政報告の申出がありました。これを許します。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

皆さん、こんにちは。午前中はいろいろと御協力ありがとうございました。それでは、これから3日間よろしく願いいたします。

令和5年第1回座間味村議会3月定例会でございますが、行政報告を行います。

令和4年第4回座間味村議会定例会以降の主な事項については、お手元にお配りしているとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。以上でございます。

行 政 報 告

令和5年3月8日

令和4年第4回座間味村議会定例会（令和4年12月14日）以降の主な事項について、行政報告をいたします。

令和 4年12月15日	株式会社オーシャナ 取材対応
12月16日	NEC金澤氏 面談
〃	南部市町村会正副会長会議
〃	沖縄県町村会事務調整
12月17日	環境省打合せ
12月19日	南城市役所 訪問
〃	那覇商工会議所石嶺会頭 面談
12月20日	日本セーリング連盟馬場会長 面談
〃	座間味村・日本セーリング連盟 知事表敬
〃	外国クルーズ船に関する県知事要請
〃	琉球エアコムーター 沖縄県への要請
12月21日	沖縄クルーズカンファレンス
12月22日	トヨタ自動車 面談
〃	沖縄県市町村総合事務組合議会臨時会
12月23日	離島振興予算対策本部会議 要望活動

	1 2月 26日	沖縄振興特定事業推進費に関するお礼回り
	1 2月 27日	内閣府田村参事官 面談
令和 5年	1月 4日	座間味村商工会長 面談
	〃	那覇事務所アウトソーシングに関する打合せ
	1月 5日	座間味村消防団出初式
	〃	沖縄県介護保険広域連合 面談
	1月 6日	県庁他新年あいさつ回り
	〃	沖縄県町村会年始挨拶
	〃	南部市町村会事務調整
	〃	沖縄県商工会合同新年会及び受賞祝賀会
	1月 7日	座間味村阿嘉大橋トリム大会
	1月 8日	座間味村はたちの集い
	1月10日	離島フェア マスコミ対応
	〃	南部市町村会理事会
	〃	南部振興会理事会
	〃	沖縄電力石嶺相談役 面談
	〃	南部地区各種団体合同新年懇親会
	1月11日	離島フェア テレビ収録
	〃	沖縄振興特定事業推進費 研修会
	〃	那覇市南部離島選挙区選出県議との行政懇談会／懇親会
	1月12日	おきなわフィナンシャルグループ周辺離島包括連携協定合同締結式
	〃	沖縄県市町村課 面談
	〃	沖縄県町村会市町村研修会／年始会
	2月13日	沖縄県介護保険広域連合事務局長 面談
	〃	天方弁護士 面談
	〃	おきなわフィナンシャルグループ山城会長 面談
	1月16日	WWF オープニングセレモニー
	1月17日	南部家畜市場 肉用牛初セリ市
	〃	離島フェア マスコミ対応
	1月18日	琉球エアーコミューター 内閣府等への要請
	1月19日	離島フェアオープニングセレモニー
	1月20日	沖縄電力 面談
	〃	内閣府田村参事官 来訪
	1月21日	離島フェア視察
	1月23日	沖縄県町村会 町村長視察研修（熊本県）
	1月24日	沖縄県町村会 町村長視察研修（熊本県）
	1月25日	沖縄県町村会 町村長視察研修（熊本県）
	1月26日	全国自治協会評議委員会
	〃	全国町村会理事会
	1月28日	U-3000 座間味村視察

1月30日	沖縄県振興会議及び市町村協議会
2月 1日	沖縄県警察本部刑務部長 村長表敬
〃	一般社団法人チームけらま 村長表敬
〃	座間味村臨時議会
2月 2日	沖縄県町村会関係団体予算査定
〃	沖縄県離島振興協議会理事会
〃	沖縄県過疎対策協議会理事会
2月 3日	沖縄県市町村職員互助会理事会
〃	沖縄県町村土地開発公社幹事会
〃	沖縄県町村会理事会
2月 4日	座間味村観光大使 比嘉梨乃氏 村長表敬
2月 6日	南部市町村会総会
2月 7日	琉球エアーコミュニーター波平代表取締役社長 面談
2月 8日	普通調整交付金の乖離に係る財政支援要請
2月 9日	南部広域市町村圏事務組合理事会
〃	沖縄県信用保証協会業務説明
2月13日	一般社団法人チームけらま記者発表
〃	沖縄県町村議会議長会総会
2月14日	業務上横領事件初公判
〃	りゅうせきフロンライン打合せ
2月15日	沖縄県自動車道に関する要請活動
〃	全国離島振興協議会理事会
2月16日	沖縄県離島振興協議会定期総会
〃	沖縄県過疎地域振興協議会定期総会
〃	地域医療従事者表彰式
〃	沖縄県町村会定期総会
〃	沖縄県町村土地開発公社理事会
〃	沖縄県国民健康保険団体連合会通常総会
〃	沖縄県健康保険運営連携会議
2月17日	離島経済新聞社 取材対応
〃	那覇商工会議所石嶺会頭 面談
〃	沖縄県企画部長 面談
2月19日	座間味村産業・福祉まつり
2月21日	全国離島振興協議会小島専務理事 面談
〃	業務上横領事件判決
2月22日	沖縄県離島海運振興株式会社取締役会
2月24日	沖縄県市町村職員互助会定期総会／講演会
〃	沖縄県市町村職員共済組合理事会
〃	沖縄県市町村職員共済組合組合会
2月27日	座間味村臨時議会

2月27日	沖縄県市町村総合事務組合議会
3月 1日	高速船クィーンざまみ引渡し式
3月 2日	沖縄担当大臣等 面談
3月 5日	ビーチクリーン活動
3月 6日	沖縄県町村会事務調整
〃	沖縄県経営者協会金城会長 面談
〃	座間味村第五次総合計画答申
3月 7日	座間味村観光大使 むらいさち氏 面談

○ 議長（宮平喜文）

これで行政報告を終わります。

日程第5．施政方針を行います。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

それでは、私のほうから施政方針を述べさせていただきます。施政方針に関しましては、同じ文章をお手元にお配りしておりますので御確認ください。

令和5年度施政方針

1 はじめに

本日、令和5年第1回座間味村議会定例会の開会にあたり、令和5年度の予算をはじめとする諸議案など、村政運営に対する私の基本的な考え方について申し述べる機会を賜り、お礼を申し上げます。

平成21年6月に村民の皆様の負託を受け村長に就任して以降、4期目の村政運営のかじ取りをお任せいただき、今年5月末には村長就任後14年が過ぎようとしています。村政への御理解・御協力に対し、村民の皆様には改めて感謝申し上げますとともに、引き続き村政の発展のために取り組んで参る所存です。

まず始めに、令和3年度には本村元職員による公金横領が発覚し、刑事告訴を行っていましたが、業務上横領の罪により先日懲役3年の刑が求刑されました。行政に対する村民の皆様の信頼を損ねたことに対し、この場を借りて改めて深くお詫びを申し上げます。本村におきましては、これまで職員研修の実施や公金取扱いマニュアルの作成、船舶予約システムの改修や外部人材の登用等、再発防止に向けて取り組んでまいりました。令和5年度は新たに那覇事務所のアウトソーシングの実施を予定しており、引き続き再発防止及び信頼回復に向けて行政一丸となって努めて参りますので、議員各位をはじめ皆様方のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

私は、村長に就任以来、行財政改革をはじめ、子育て支援や住民福祉の向上、観光を中心とする産業の振興等による定住促進を村政の柱に議員の皆様のご協力のもと取り組んで参りました。

令和2年国勢調査結果では人口892人と平成27年の国勢調査結果と比較して22人の人口増となり、微増ではありますが施策展開により一定の成果が上がってきたものと認識しており、厳しい村財政を支える財政調整基金におきましては就任当時約2千万円でありましたが、本年度末までには約5億円まで積み立て回復する事ができました。また、20億円以上の公債費残高においても12億円まで圧縮したものの、近年の厳しい財政状況を踏まえ、引き続き行財政の改革に努めてまいります。

令和5年度においては、本議会に議案を上程させていただく村政運営の基本となる「座間味村第五次総合

計画」や令和3年度に策定した「第2期座間味村人口ビジョン・総合戦略」等の各種計画に基づき、各種施策に積極的に関わり、引き続きアフターコロナ対策を始めとする様々な行政課題の解決に向け、職員と共に村政発展に努めて参ります。

「村政運営の基本姿勢について」申し上げます。

本村は島ちゃびの解消による「定住促進」、観光産業を中心とした「産業の活性化」、そして「行財政改革」を村政運営の柱としております。

定住促進においては、一括交付金事業及びハード交付金事業等の活用にて多用途住宅、定住促進住宅の建築により一定の成果を見せておりますが、それでも今なお不足する住宅環境において沖縄振興特定事業推進費を活用した民間事業者との協働による新たな住宅整備へ着手するとともに、農業や水産業の基盤を整えることで就労の機会を増やすことに加えて、子育て支援、住民福祉の向上に関わり、定住促進につなげて参ります。

産業の活性化に関しましては、コロナ禍で疲弊した産業の立て直しが急務であるとの認識のもと、国や県と連携し、切れ目のない公平感のある各種施策を引き続き展開して参ります。

また、一次産業の活性化は、リーディング産業である観光産業とリンクすることでその需要も伸び活性化すると基本的な考え方のもと、イノシシ対策をはじめ農業や水産業の基盤整備にも注力して参ります。

観光産業に関する取組については、DMOの認定を受けた座間味村観光協会や環境省と連携しながら国立公園にふさわしい施設整備を進めて行く一方、持続可能な観光地づくりに向けて自然環境や集落環境保全を取り入れた景観計画条例や平成30年度に策定した観光振興計画に基づいた各種施策に取り組んで参ります。

各種施策の推進にあたっては、既存の補助事業の活用と併せて沖縄振興特別推進交付金事業等を活用し、学校施設の整備や平和の発信と後世へ史実継承のため戦跡整備事業についてもしっかりと取り組むなど座間味村の一層の発展につながる施策展開を図って参ります。

更に国においてはデジタル手続法が施行され、行政手続の原則オンライン化が順次進められており、デジタル化の動きは急加速しております。

本村においても、デジタルの優位性を最大限に活用し、住民サービスの向上や産業の振興を図ることで持続可能な自治体経営が行えるよう取り組んで参ります。

また、新型コロナウイルス感染症については、3月13日よりマスクの着用が個人の判断に委ねられる他、5月には感染症法上の位置付けが5類へと移行する方針となっています。国、県等の方針を踏まえながらアフターコロナを見据えた各種対策に取り組んで参ります。令和5年度も引き続き住民の安心安全は基より、教育環境の充実や産業の振興にも積極的に取り組むとともに、観光客の皆様を安心して迎え入れられる体制づくりに全力で対応して参ります。

以上の基本姿勢に基づき調整した令和5年度当初予算は、特別会計を含め27億5千万円余りと予算規模が非常に大きくなっており、令和5年度予算においてもその財源の確保に苦慮する厳しい予算編成となりました。全ての経費について、徹底した見直しを図り、無駄を排除するとともに、公正公平な税負担や収納対策の強化、法定外目的税「美ら島税」による財源の確保などにより行財政運営を行って参ります。

また、本村の懸案事項である阿嘉島への駐在所の設置や港湾整備等についても引き続き国や県に支援を求めて参ります。

2 「主要施策の概要」について申し上げます。

第1に、「行政一般について」申し上げます。

定住促進とあわせて安定的な人口の増加は行政サービスの維持や学校運営等にとって重要な要素であります。

平成24年度から始まりました沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）につきましては、令和4年に沖縄振興特別措置法等の一部が改正され、令和4年度以降についても10年間継続することが決定されました。引き続き一括交付金を活用して島ちゃびの解消等につながる各種事業を継続して実施し、村民の更なる生活環境の充実を図るとともに、本村を訪れる観光客の増加ならびに満足度向上に向けた事業等に積極的に取り組んで参ります。

行政運営においては行政職員の人材育成は進んできたものの、近年、新職員の採用が非常に厳しい状況を迎えていることから、令和4年度は新たに離島町村が合同で行う「沖縄県離島町村職員採用共同試験」へ参画し職員の確保に努めて参りました。引き続き同制度を活用するとともに、包括連携協定を結んでいるおきなわフィナンシャルグループをはじめ、民間企業からの外部登用による人材確保を図り複雑化する住民サービスに対しきめ細やかに対応できるよう取り組んで参ります。

また、村の財源の要となる税等の徴収率向上やふるさと納税を広く呼びかけ、財源の確保に努めて参りますが、コロナ禍の影響により令和5年度においても美ら島税をはじめ各種税の減収、基金の取り崩しなど厳しい財政運営になることも想定されることから、年度途中においても現予算のスクラップアンドビルドによる見直し作業を行うなど、コロナ禍における厳しい財政状況を全職員一丸となり乗り切るよう取り組んで参ります。

更に、中長期財政計画を策定し、持続可能な座間味村の発展と誰一人取り残さない社会づくりの実現に取り組んでまいります。

第2に、「福祉サービスについて」申し上げます。

福祉サービスにつきましては、「高齢者保健福祉計画」・「障害者福祉計画」に基づき、高齢者や障害者への福祉施策とあわせて、子育て支援等についても現計画に基づいた、「一人ひとりに寄り添い、必要に応じた福祉サービス」が提供できるよう、各種計画を着実に推進して参ります。

高齢者支援につきましては、コロナ禍で高齢者の皆様の集まる機会等が減少してきておりますが、感染対策を徹底しながら認知症対策等、工夫した各種事業の実施、継続及び充実を図ることで、高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域で尊厳を保ち、生き生きと自分らしく暮らすことができる環境づくりに取り組んで参ります。

障害者支援につきましては、障害者・障害児施策の更なる推進を図るとともに、障害福祉サービスや医療費助成を継続して実施し、障害者・障害児が安心して家庭や地域で暮らすことができる環境づくりに取り組んで参ります。

これらの施策を実現するため、本村では、重度心身障害者の方に対する医療費助成や専門性の高い治療や福祉サービスを受ける為、島外への通院等が必要な方に対し船舶運賃及び宿泊費の一部を助成する事業等を引き続き実施して参ります。

令和5年度も村社会福祉協議会や各診療所、座間味偕生園及びサテライト阿嘉偕生園と連携を図りながら、より質の高い幅広い福祉サービスが住民の皆様提供できるよう、福祉施策の充実・拡充に引き続き取り組んで参ります。

子育て支援につきましては、新たな支援施策として令和5年度には「子育て世代包括支援センター」を設置致します。妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実を図るために、妊娠・出産・子育てに関

する相談に応じ包括的な支援を行って参ります。

親と子の健康支援を始めとする各種事業の継続実施と、将来を担う子どもたちの特性に合わせた療育相談の実施については、村教育委員会と緊密に連携し家庭支援の充実を図ります。

令和4年度はコロナ渦の中、小児定期予防接種や乳幼児健診につきましては、感染症予防対策をしっかりと講じながら実施して参りました。健診等を始めとする各種のお知らせについてSNSを通じて行うサービスを令和4年度から取り組んで参りましたが、引き続き各種予防接種や乳幼児健診等の対象の子どもたち全員に必要な通知を行って参ります。

また、妊産婦健診にかかる船賃及び宿泊費の補助や産後ケアを目的として実施しております妊産婦健康診査2回分にかかる費用を助成する妊産婦健康診査事業、出産助成金の支給、中学3年生までのこども医療費の現物給付など引き続き支援を行って参ります。

保育事業につきましては、子育て支援員の方々や村内民間保育所と連携を図り子育て世帯の支援を行って参ります。

第3に、「保健・医療について」申し上げます。

保健・医療については、「村民の健康づくり」のため、医療・保健・福祉の連携強化を図り、特定健診並びに各種がん検診の受診率の向上に努め生活習慣病予防対策に取り組むとともに、その他、感染症の予防接種につきましても医療機関と連携し、接種率の向上に努めて参ります。特に新型コロナウイルスに係るワクチン接種については、4回目、5回目の接種を行うなど多くの関係者の協力を得て接種することができました。令和5年度も国・県の追加接種計画に基づき取り組んで参ります。新型コロナウイルス感染症は本年5月以降、感染症法上の位置づけが変更された場合には、5類に引き下げられる予定ですが、引き続き国・県の動向を注視し感染症対策について必要となる情報提供を行うなどしっかり取り組み村民が安心できる環境づくりに努めて参ります。

新たな取り組みとしましては、65歳以上を対象にした带状疱疹予防接種費用助成事業を実施します。これにより対象者の経済的な負担を軽減し予防接種を受けやすい環境を整えて参ります。

国民健康保険事業につきましては、財政運営の主体が沖縄県になりますが今後も県と連携しながら制度の円滑な運営が行えるよう適切に対応して参ります。

また、国民健康保険事業につきましては医療費負担が年々増加の一途をたどっていることから事業の適正化・健全化を図るため「第2期座間味村国民健康保険データヘルス計画」に基づく生活習慣病対策及び特定保健指導、特に糖尿病等の重症化予防の強化に取り組んで参ります。

後期高齢者医療事業に関しても、被保険者の健康づくりの支援を行い、医療費の適正化と収納率の向上により財政の健全化に努めて参ります。

第4に、「産業の振興について」申し上げます。

本村のリーディング産業である観光業については平成26年度の国立公園指定以降順調に伸びていた観光入域客数は新型コロナウイルス感染症の影響により急激に減少し、これまでにない大きな影響を受けましたが、令和4年の観光入域客数は7万5千人余りとなっており回復傾向に推移しております。

また、既存のイベントについても、屋外ステージ等を活用しながらこれまで以上に創意工夫をこらした各種イベントを企画し開催致します。その他にも、令和4年度に冬季の閑散期の誘客をテーマに作成したPR動画をインターネット広告や各種イベントで配信するとともに、クルーズ船、修学旅行誘致等、村観光協会を軸に各種団体との連携を密にしながらコロナ禍以前の活気ある観光の実現に向けて各種施策を実施して参

ります。

また、村商工会とも連携し、観光業復活の一助となる特産品開発への助成等、座間味村の新たな魅力の掘り起しに取り組んで参ります。

令和5年度におきましても本村観光産業の核となる観光協会の基盤強化に向けて、引き続き問題・課題などの解決に繋がる定期的な議論を行って参ります。

農業につきましては、令和3年度から5年度にかけ、5年ごとに実施しております農業振興地域の整備計画見直し作業をおこなっており、令和4年度に実施した基礎調査を基に、令和5年度は沖縄県と協議等を行いながら農業振興と地域開発等と調和のとれた農業振興地域の整備の策定を行なって参ります。

また、本村農業の10年後を見据え、担い手を含め、農地の所有者、地域住民も交え話し合いの場を設け、令和5・6年度で地域計画の策定を行なって参ります。併せて農業委員会による新規就農への支援活動や積極的なアドバイス、営農計画の策定など、農業の振興に向けた仕組み作りを確立し農業の振興を図って参ります。

近年問題となっている外来イノシシについては、令和4年度に引き続き、沖縄県の「指定管理鳥獣捕獲等事業」を活用しながら本村の「有害鳥獣対策事業」を推進することで農作物被害対策を行うとともに、村内からの根絶を目標として事業を進めて参ります。また、村内での捕獲体制を確立するために、捕獲従事者の育成に取り組んで参ります。捕獲には高度な技術を要するため、有識者を招いた講習会や県外での講習会への派遣を検討致します。

水産業におきましては、座間味村漁業協同組合と連携し、漁獲物の付加価値向上を図り、ブランド化と安定した需要確保の観点から、ふるさと納税の返礼品としての活用も視野に入れ、特産品開発支援や漁業用餌等の貨物運賃補助を引き続き行い、併せて水産物の県外集荷に要する輸送費の一部に対し補助を行うことで更なる水産業の発展に努めて参ります。

阿嘉島のサンゴ種苗生産センターにつきましては、地元の雇用や新たな観光産業の創出、第一次産業の発展を目的とし住民の皆様の理解を得ながら事業化に向けた検討を行なって参ります。

これらの施策展開により、村民へ新鮮な農水産物の安定供給ができる仕組みを構築し、第一次産業の魅力向上と農水産業全体の活性化につなげていく所存です。

林業につきましては、令和5年度も引き続き造林事業による除伐、施肥下草刈を行なって参ります。また、県内、各地で松くい虫の被害が確認されており、本村でも、被害が懸念されることから、森林贈与税を活用し松くい虫被害木の調査を行い適正な森林の保全を図って参ります。

第5に、「施設やインフラ整備について」申し上げます。

これまで船舶利用者の要望の多かった座間味港の係留箇所及びゲストバース整備に向けて住民の合意形成を図り、沖縄県の事業化に向けて調整を進めて参ります。

阿嘉漁港整備につきましては、令和3年度から4年度にかけて沖縄県の事業にて老朽化した第2防波堤の一部を撤去・解体し、新たな消波ブロックを設置する改良工事が完了しました。

また、浮き桟橋付近の駐車場として使用している敷地につきましては舗装が出来るよう沖縄県と調整を進めて参ります。

河川の管理については、近年、頻発する大雨の増加、台風の大型化による集中豪雨が懸念されることから、住民の安心安全な生活を確保するため沖縄県へ内川2級河川上流部の整備の要望を既に行っており、早急に着手していただくよう引き続き要請して参ります。

道路整備につきましては、令和3年度に道路法施行令が一部改正となり、県道に移管された橋梁を除く4つの橋について橋梁長寿命化点検調査を行いました。健全性の診断を定期的に行い、引き続き適切な維持管理に努めて参ります。

道路管理の基礎となります道路台帳の電子化を進め、未買収用地の整理や、村道後原線舗装改修の検討をおこなって参ります。

また、古道の整備として行う阿嘉地区観光道路整備事業につきましては、希少野生動物であるケラマトカゲモドキの発見や国立公園事業執行協議に時間を要したことから、令和3年度より繰越事業となっておりますが、令和5年2月に事業が完了しましたのでご報告致します。

集落内の道路については、多くの要望がありますが、財政状況を踏まえ、補修計画に沿って補修工事を実施して参ります。

座間味島のイビヌメー前の公園整備につきましては、令和3年度より繰越事業となっておりますが、令和5年2月に事業が完了しましたのでご報告致します。今後は、観光客や村民が内海や港の光景を眺めながら憩える公園として適切な維持管理に努めて参ります。

公共交通におきましては、令和3年度よりバス事業の民営化、並びに阿嘉、慶留間の運行実施に向けて協議を行ってまいりましたが実現には至りませんでした。令和5年度以降も引き続き協議を重ねて参ります。

村内航路におきましては令和5年度は村民間の交流や観光振興に資することを目的に、夜間運航の検討等を行い更なる利便性の向上に努めてまいります。

第6に、「住宅環境整備について」申し上げます。

住宅環境の整備につきましては、内閣府の離島活性化予算を活用し、令和2年度において座間味島及び阿嘉島に定住促進住宅を整備し、令和3年度にて全世帯の入居も決定し一定の成果を収めております。

それでもなお、本村においては住宅不足が課題となっていることから、令和5年度は沖縄振興特定事業推進費を活用した官民連携による新たな住宅整備に向けて取り組んで参ります。

公営住宅につきましては、老朽化に伴う修繕に多額の費用を要しており計画的に修繕を行うことでより快適な住居空間の確保に努めるとともに、新たな公営住宅建設につきましては入居希望者の状況調査等を行い必要に応じて検討していきます。

第7に、「廃棄物及び環境への取組について」申し上げます。

廃棄物処理につきましては、座間味島の熔融炉施設の解体跡地に整備を進めておりました、資源化施設のリサイクルセンターが令和5年2月に完成しことにより将来にわたって効率的に資源ごみを資源化でき、循環型社会に寄与する施設として環境との調和や共生ができるものと考えております。

可燃ごみにつきましては、引き続き那覇市・南風原町環境施設組合の協力のもと委託処理を行いますが、令和5年度からは、一部の不燃ごみについても委託処理が可能となりました。更に処理業務の改善に努め、島内にゴミを貯めない仕組みを構築してまいります。

また、毎年実施している海岸漂着物対策事業につきましては、令和5年度も継続実施し住民及び子どもたちへの「普及啓発・環境教育」も引き続き実施して参ります。

これまでに幾つかの不法投棄を確認しております。国立公園にふさわしい美ら島づくりには対策として監視カメラの設置等を考えており、不法投棄のない村づくりに取り組んで参ります。

なお、これまで苦情が多く寄せられています飼い主のいない猫対策については、令和4年度からさくらねこ活動助成金事業を開始いたしました。令和5年度も地域住民や関係機関の協力を得て、ボランティアの

方々とともに地域猫活動等を推進して参ります。

第8に、「簡易水道事業について」申し上げます。

水道事業については、沖縄県企業局を主とした水道広域化事業において阿嘉・慶留間島で海水淡水化施設が令和3年3月末から運用を開始しており、これまで以上に安心安全で安定した水道供給ができるようになりました。

座間味島におきましても令和7年度供用開始に向け、企業局により実施設計が行われており、令和5年度より工事を着工する予定となっております。1日も早く安心安全な水を安定供給できるよう、浄水場の早期建設・供用開始に向け引き続き沖縄県企業局に対して強く要望して参ります。

管路の布設替えについては、令和5年度は、昨年度に引き続き慶留間地区の管路更新、座間味区の未完了箇所を更新工事を行います

簡易水道事業経営安定化の財源となる水道料金現年分、過年度未収金分の徴収についても引き続き強化を図って参ります。

第9に、「下水道事業について」申し上げます。

下水道事業においてはストックマネジメント計画の取り組みを令和元年度より実施しております。令和5年度からは、ストックマネジメント第2に入り、令和5年度は設計を行い、令和6年度より座間味浄化センターの老朽化に伴う機器等の改築更新を行います。

阿嘉・慶留間地区の集落排水においては、昨年度に引き続き沖縄県で進めております汚水処理事業の広域化を視野にいれ管理運営について検討を行っているところです。また、阿嘉地区にあります漁業集落排水処理場においては、令和4年度に施設内の機械の一部老朽化に伴い整備を行いました。引き続き安定的に処理できるよう日頃の点検等適切な施設管理を行います。

接続率の向上に関してもすべての地区において啓蒙活動を行うとともに、下水道事業経営安定化の財源となる使用料の徴収に関しても強化を図って参ります。

また、地方公営企業法の適用、財政状況を明確化させることを目的とした公営企業会計方式の導入が令和6年度から開始されます。令和5年度は導入前の最終年度なることかシステムの構築を行いスムーズに会計意向ができるよう取り組んで参ります。

第10に、「航路事業について」申し上げます。

航路事業につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響も減少傾向にあり、夏場の入域客数におきましてはコロナ以前まで回復しつつありますが、経営面におきましては厳しい一年となりました。

そのような厳しい経営状況を乗り切るため、令和13年度までリースを行う予定でありました高速船クイーンざまみを、「沖縄県離島活性推進交付金」を活用し、補助金8億8千万円の補助金と起債2億2千万円にて、沖縄県離島海運振興株式会社より、令和5年3月1日付けで買取を行いました。これにより、年間1億4千万円のリース料金が、年間3千百万円の起債額償還となり、総額として約10億円の負担を減らすことが出来ました。

那覇出張所に関しましては、令和4年度より株式会社沖縄銀行より出向職員を向かえ入れ、現金管理及び取扱いのより一層の強化を図っております。また、令和5年度より窓口チケット販売、電話予約業務等をアウトソーシングし、民間企業の有する専門性と機動力・ノウハウを生かし質の高いサービスの提供を図って参ります。

また、平成22年度に就航しました「村内航路みつしま」は、耐用年数が過ぎ、船体の老朽化がすすんでおり、バリアフリー化を推進する観点においても、新造船の建造が急務となっていることから、「沖縄離島活性化推進事業費」を活用し建造に向けて手続きを進めて参ります。

また、令和4年度に引き続き、観光客の入域の通年平準化を目標とした事業として、観光客向けに冬季船舶運賃低減化実証実験を行い、閑散期の誘客に取り組んで参ります。

令和5年度も航路事業の更なるサービスの向上に努めるとともに、航海安全を第一に、村観光協会や他の組織との連携を図り利用者の増加につながる取組を行って参ります。

第11に、「教育について」申し上げます。

幼児から大人まで生涯学習を基本に本村に住んでいるすべての住民が郷土愛を育み、子どもから大人まで学び合う「ひとつづくりの島」を目指します。

学校教育につきましては、ざまみ「ひとつづくりの島」プロジェクトを基に「村づくりは人づくりから」「地域の子は地域で育てる」を基本理念に、幼児児童生徒一人一人の「確かな学力」を向上させ併せて「生きる力」を育むため、幼児児童生徒一人ひとりにあった目標を設定し、更に地域の特性をいかした学校経営の取組みを支援して参ります。

こうした中で、GIGAスクールにおいても児童生徒への1人1台の端末、インターネット回線の整備から3年が経ち、各小中学校においてもICTを活用した授業が浸透し、学力調査等の試験も一部、インターネットでの実施に移行され、更にICT化が進んでいくことから、各小中学校においても学年・学校の枠にとらわれず児童生徒が、自主的に取り組むことができるように今後もICT環境整備の充実に努めて参ります。

また、新型コロナウイルスの影響により未配置となっておりました外国人指導助手（ALT）も昨年度より再配置となり、今年度は、3年間中止となっていました海外ホームステイの実施、婦恋村との交流事業の継続、また3年に1度の修学旅行を実施して、児童生徒の視野を広め本村を担う人材育成に取り組んで参ります。

全国学力・学習状況調査については、各校の熱心な取組みにより、本村の児童生徒の学力は着実に伸びており、小中学校共に対象教科で全国トップクラスの結果を出しています。今後も引き続き、学校と連携し学力向上に努めて参ります。

幼稚園教育につきましては、引き続き「3年保育」を行うとともに、「預かり保育事業」の充実に図って参ります。

また、継続事業である村出身の高校生を対象とした、年4回の船舶運賃を補助する村の事業と、国・県の補助金を活用した離島高校生支援事業の継続、小中学生の各種大会派遣費についても継続して助成を行い、保護者の負担軽減と併せて児童生徒の学習意欲を高める環境づくりに引き続き努めて参ります。

村長部局と協同で実施する療育相談支援については、スクールカウンセラー派遣に留まらず、専門相談員を委託配置し、定期的に相談事業を行うことで、支援を必要とする児童生徒への切れ目ない支援を実施し、その家族が安心して学校生活を送れるよう引き続き環境づくりに努めて参ります。

学校施設整備につきましては、令和3年度より事業開始しておりました阿嘉小中学校の校舎改築事業が令和4年度で完了し、学習環境の改善を図ることができました。今後の施設整備につきましては、長寿命化計画や老朽化の状況などを確認しながら進めてまいります。

以上、令和5年度の主要施策を申し上げます。

これらの施策をよりの確かつ効果的に展開できるよう、
令和5年度当初予算については、
一般会計において、 14億2,441万4千円
特別会計において、 13億3,280万5千円
総額は、 27億5,721万9千円となっております。

終わりに、村議会をはじめ、村民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、私の令和5年度の施政方針といたします。

令和5年3月8日
座間味村長 宮 里 哲

ありがとうございました。

○ 議長（宮平喜文）

これで施政方針は終わりました。

日程第6．一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問者、答弁者は簡潔に1時間以内でお願いいたします。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

皆さんこんにちは。3日間よろしくお願いします。一般質問通告書通り始めたいと思います。村長の仕事について、ちょっとお伺いしたいと思いますが、村長にお伺いします。昨年2022年年間約何日ほど、座間味村において公務をこなしましたかお伺いします。

○ 議長（宮平喜文）

宮平壮一郎総務課長。

○ 総務課長（宮平壮一郎）

また3日間、議会のほうよろしく願いいたします。公務につきましては、私の総務のほうで確認しておりますので、お答えさせていただきます。2022年、令和4年1月1日から12月31日まででございますが、これにつきましては、今日も議会で配付した行政報告でも確認できますが、こちらのほうを我々も点検させていただきました。そのうち公務における日数につきましては、195日ございました。島に滞在して、そのうち議員の質問にありました、阿嘉・慶留間におきましては5日間公務で、阿嘉・慶留間のほうへお伺いしております。一応、5日というところかなり少なく感じますが、コロナ禍において例えば学校行事の中止であったり延期、あと総会等が実施されなかったということで、例年に比べてこの3年コロナ禍が始まって、村長の日数も減っているのかと見込んでおります。またこれにつきましては、公務外ではございますが、政務においては宿泊が伴うことで、何泊か行かれたというのも聞いております。一応お答えとしましては、阿嘉・慶留間のほうには5日間お伺いしております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。約5日間、これは恐らく公務でお呼ばれした中だと思います。座間味村3島1村の中で、私がいます阿嘉島、隣の慶留間島、座間味島合わせてとても小さな自治体だと思います。その中で

村長が地域を回ってというか、地域に顔を出して地域の課題とか、いろんな問題、地域住民と井戸端会議でもいいです。いろんな話をする中で、今後の座間味村がどういうふうに向かっていくのか。この議会ではよくこういう施政方針とか取り上げられて、私たちは理解しておりますが、なかなかそれが一般住民まで及んでいない。そんな中でぜひ村長には、阿嘉のほうにも、慶留間のほうにも顔を出していただいて、これからどういうふうなかじ取りをして、座間味村を引っ張っていくかというのを、我々と一緒に行っていきたいというふうに思います。ちょっとここまで言ったら、村長をいじめるような発言になるかもしれませんが、現在、正直に申し上げて「村長は選挙のときだけ島に来る」というふうに言われております。これは仕方ないと思います。現実そうであるのが、私もそう思いますし、でもこれからこの1年はぜひ頻繁に忙しい最中ではあると思いますが、足を運んでいただいて、地域の課題に官民一緒に取り組んでいけるように、よろしく願いいたします。村長については、一応それにします。

あとちょっと施政方針の中で出たことに関して、少しお伺いしてもよろしいですか。この今村長のほうで話がありました施政方針ですね。約11にわたる、多岐にわたるいろんな課題、問題が山積みだと思います。これを私は積極的に何が最重要課題か。何が一番早く解決しないといけない問題かというのを整理して、ひとつずつ確実に片づけていく。それが座間味村の魅力向上につながると思います。その中で10ページ、第4にというところ、「産業の振興について」申し上げます。とあります。これから今後も本村がリーディング産業である観光業を進めていく中で、観光の中でどうしてもやはりトイレとか、シャワーの設備について、まだまだ不備がある。行き届いていない。外国の方もいらっしゃる中で、いまだに和式のトイレだとか、あとは清掃が行き届いていないという話もよく聞かれますが、観光産業をリーディング産業で行う以上、このトイレ整備について、村長どういうお考えをしているか、お聞かせください。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

お答えします。今西田議員からありました、トイレ・シャワーの管理に関しましては、トイレは前回も又吉議員からありましたとおり、この緑地公園のトイレに関しましては、県港湾課へ和式から洋式へ切り替えるよう要請してまいります。シャワーに関しましても、既存のシャワー施設を有効活用できるように活用していきたいというふうに考えております。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

観光客は一見さんで来られる方もリピーターで来られる方も、その日の座間味村、座間味島、阿嘉島、慶留間島を見て印象が大きく変わると思います。本当にこれからコロナが明けて観光客がまた戻ってくる前に、しっかり整備をしていただいて、また根強いファンづくりをして、リーディング産業として恥じない「世界が恋する海」とうたっている以上は、内面も「世界が恋する座間味村」という形でもっていけるように整備をお願いしたいと思います。

続きまして、美ら島税条例について継続質問を行います。去年12月に一般質問でしました「美ら島税条例」の見直しについて、どのような見直しがあったかお伺いします。

○ 議長（宮平喜文）

宮平壮一郎総務課長。

○ 総務課長（宮平壮一郎）

ただいまの美ら島税条例につきまして、その後の取組みのほうをお答えさせていただきます。今回の美ら

島税条例の見直しにつきましては、ごみの環境関係の財源確保の背景もあったことから、所管の住民課のほうに衛生処理、ごみ処理についての財源不足によるものなのか。分析、点検等依頼を行いました。また我々、所管であります税担当者においては、他市町村、全国の事例等の情報収集を行ったところでございます。また2月の経営会議におきまして、本提案につきましては、村長はじめ各課長、幹部も整った中で意見交換を行わせていただきました。やはりその中で自主財源の確保、非常に大事なことで、よいことでもあるという御意見も賜ったんですけれども、また過去、本条例の制定までの道のり、また総務省の見解等をはじめ、何よりやはり住民の感情が色濃く出たことでもございました。またそういったことからの慎重な対応と、時間をかける必要があるだろうと。また本税に美ら島税に限らず、全国見渡すと宿泊税といったこともございましたので、そういったことも視野に入れて検討も必要であるということが、その中の意見交換でも出たところでございます。現時点におきましては、まだ準備の段階で見直し事項を今のところまだお示しができませんが、進捗状況をまた今後も報告させていただきます。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

前回の質問いたしました、ごみに約年間4,500万円かかると。これにおいては補助もなく自主財源でやらないといけない中で、ただ一般住民が出すごみの量だけではなく、観光業として観光ごみですね。自分が言いました飲食店、商店、宿泊業者から出すごみについて、このままでは「ごみの島」になってしまうという危機感からその質問をさせていただきました。美ら島税の見直しについても、今後も協議するということでしたが、その中で総務課長がおっしゃった宿泊税なんですけれども、これ具体的にどういう今、話し合いが行われているか、お聞かせください。

○ 議長（宮平喜文）

宮平壮一郎総務課長。

○ 総務課長（宮平壮一郎）

宿泊税につきましては、全国のそういった法定外の税がどのようになっているかということで調べさせた中で、宿泊税があるというのを知ったところでございます。また最近、福岡のほうが来年4月ですか。そういった税を徴収するというので、直接これについても私もこの知らせを見させていただいたところです。ただその内容等、仕組み等はまだ我々も勉強中のところでございまして、今のところ宿泊税ということが出てきていますが、まだ取組については今後、さらに具体的に進めることになると思います。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

宿泊税について、福岡県、那覇市も導入、北谷町も今後導入という運びになっていますが、これちょっと座間味村には当てはまるかどうか本当に疑問が残ります。宿泊される方からは、宿泊税を取る。ではじゃあ日帰りのお客からは取らないというふうになると、どうしても公平性に欠けるのではないかと。マリンサービスにしても、飲食にしても、商店にしても、宿泊する方も利用しますし、日帰りの方も利用します。同じ島の資源を使っていただく中で、泊まる方だけが宿泊税を徴収されるというのは、何かちょっと疑問を感じて、それならば一律に美ら島税で入島していただく方、みんなに負担してもらおうという。この辺の議論が今後も必要になってくると思いますので、これは引き続き継続で続けたいと思います。ごみの観点から、住民課のほうでも話が合ったと思いますが、どういう見直しがされたかお伺いします。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

本日3日間、よろしくお願いします。まずリサイクルセンターが完成しましたので、来週から本格的に作業を進めてまいります。また令和5年度からは一部の不燃ごみについても、那覇市・南風原町環境施設組合で処理委託が可能となります。この2点から島外への移送については、これまでより改善することを見込んでおります。今税を上げること検討する前に、まずこの1年間は夏場の廃棄物の量を確認しながら、これらのことを見極めた上で、検証したいと考えております。今一番の課題は、予算が確保できないということではなく、効率が悪いということです。まずはそこを改善したいと考えておりますので、クリーンセンターの職員とともに、しっかりそこをまず取り組んでいきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。今お話がありました一部の不燃ごみについても、委託が可能になったという話ですが、もしお答えできるなら具体的にどういうごみが委託処理、可能になったか方向お伺いします。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

まず陶器、ガラス、自転車、小型家電、電子レンジ、炊飯器、扇風機の一部の小型家電となっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。そうですね、今までちょっと問題だった陶器とか自転車等の処理が委託でできるということで、私のほうもクリーンセンター、リサイクルセンターのほうを稼働してみて、1年間の動きを見て、実際に島にごみが溜まらない効率化を見てから、美ら島税の見直しも進めていってもいいのかというふうに今は思っていますので、引き続き一緒に協力しながら、ごみに関しては、出す側の責任もあると思います。各事業者、一般住民の方にもまずごみを持ち込まないような取組、それがどういう形でできるか。行政だけでなく、一般住民にもいろんなアイデアを募りながら、民間で取り組めるところからも手をつけていきたいと思っておりますので、官民一体となって、この問題は引き続き取り組んでいきたいと思っております。

それでは次の質問にまいります。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

住民課からの話、総務課からの話、ありがとうございました。ごみ問題等について、この問題について、村長のほうからの見解をお伺いしたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

いろいろな御提言等含めてありがとうございました。まず税の話でございしますが、美ら島税、実は経緯の話をさせていただきますと、平成21年に私が当選して翌年に条例を制定するための議案として提案をさせていただいたところ、村民負担があるとか、いろいろな理由がございまして否決をされたという経緯がまず一つありまして、その後に平成24年に再度、精査をさせていただきながら村民の御理解を得て、議員の先生方の御理解をいただく中で「美ら島税条例」というのを設定させていただいているところです。そういった流れも含めて考えたときに、やはり税の改正とはいえ、同じ税を改正するとはいえ、結構な時間を必要とするんじゃないか。当時は、今は大分変わってきたようですが、当時は一番の問題は「村民からなんで取るのか」というところだったんですが、税の公平性上からすると、総務省の見解としては、それをやらない限りは総務省としては許可ができないという前提があったものですから、村民の皆さんから取るという経緯になって、税率が100円というふうになったというふうなことは、まず前提としてお知らせをさせていただきます。そういう状況がありまして、ここまで来ているものですから、新たなこの税率を変えとか。あるいは村民からは取らなくていい制度ができるのであれば、これに関してはすぐできるのであればやりたいと思いますが、そういったことも踏まえて考えていきたいということ。

それと先ほど、宿泊税の話がございましたが、例えば法定外目的税、普通税でいいますと、宿泊税というのが、ほかの自治体でやっていますという情報としての提供でございまして、それを取る前提で議論を進めているわけではないということは御承知おきいただきたいというふうに思っております。自主財源の確保につきましては、あらゆる方法を考えながら、しっかりとした議論の中で、議員の皆さんと一緒にあるいは村民交えてやっていきたいということでございます。

ごみにつきましては、もともと溶融炉が座間味村はございました。しかしながら溶融炉に関しましては、裁判の話もあったんですが、焼却の単価が非常に高かったということがございます。その前に、最終処分場を座間味村につくろうという話もありましたが、環境保全上できないんじゃないかということから、ごみを燃やす焼却施設をつくろうと。その中でガス化溶融炉になったんですけれども、それもいろいろな問題等も含めてございまして結局、沖縄本島のほうに送って処理をしていただいたほうが、はるかに安くなるということが判明したことから、裁判中であつたんですが、私が村長になってからは、その前からですけど那覇・南風原に燃えるごみを持っていこうという経緯になっているということです。ですので、新たな焼却施設はつくらずに、今回出来上がった施設をしっかりと活用することで、そのごみの減量化あるいは資源化に努めていく。そういうことをすることで、SDGsであつたりとか、国立公園の座間味村の立ち位置というのを明確にしていきたいというふうに思っておりますので、引き続き御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。一つだけ言うのを忘れていましたが、ごみに関して効率を上げるというところで、リサイクルセンターのほうでこれから缶やペットボトルの圧縮に伴い、搬出する量が圧倒的に多くなるということで、島にごみを溜めないという流れで、ひとつこういう案もありまして、例えばフェリーでパッカー車を積んでまいりまして、阿嘉だと約11時半に到着します。次にフェリーが那覇に向けて出るのが2時半、この間にパッカー車が集落を回ってごみ収集をして、そのままフェリーに乗って那覇に行く。今行っています朝、軽トラックにごみを積んで、クリーンセンターに持ち帰ってそれを下ろし、またそれで収集に向かう。今度パッカー車が来たら、パッカー車にこれを積むという手間も一挙に省くことができるんじゃないかと。

もちろん台風等、海がしけて船が出ないときはクリーンセンターで集めて一時保管をする。そういうこともいろいろと今後、議論をしていきながら持ち込まないというか。ごみを溜めない前提ですが、出すほうも効率よくいけるように進めていきたいと思います。

次の質問にまいります。第5次総合計画及び第2期座間味村人口ビジョンです。これから少し、お話をさせてもらいたいと思います。お手元にこういう資料を配っています。準備できましたか。これを上の図は、人口世帯別で書いてあります。これは総合ビジョン戦略の6ページから抜粋しました。各阿嘉区、阿佐区、阿真区、慶留間区、座間味区の人口割合については、同じ本の64ページにあります今現在の人口の割合から数字を出しました。ここで私が言いたいのが、これ第5次総合計画においてですが、10年後の座間味村の在り方を考える第5次総合計画ですが、10年後だけでなく、20年、30年先を見据えた計画になると思いますが、まずその認識だけを村長のほうに確認いたします。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

長期スパンで物事を考えることはとても大切で、今回も計画を出させていただいておりますが、まず今回の大体の計画が3年、5年、10年というくくりの中での計画をつくることになっているのが保護法、大体そうなんです。今回の総合計画に関しても10年先を見据えた計画となっているものですから、その将来的なことももちろん予測しないといけないんですけども、あくまでも10年先を見据えて何をするべきか。10年先にどういった数字になるのかというところがメインになってきますから、そういった書き方になるというふうなことは御理解いただきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

第5次総合計画においては10年先を見据えた計画と。この第2期座間味村人口ビジョン総合戦略において、こちらにおいては、6ページのほうに村の人口の推移というのが載っています。それを分かりやすくグラフにしましたお手元の資料で確認ください。割合は今現在の座間味の人口の割合を基に2023年に、合計で890人座間味村に人口がいます。これが村長のほうは10年後の計画とおっしゃいましたが、人口ビジョンによりますと2045年、今から22年後先の話です。恐らく座間味村がこうであるだろうという人口が載っています。その合計数字が、座間味村全部で570人になります。その右側0歳から14歳の年少人口が2045年では、トータルで57人、うち5歳から14歳の数を数えますと38人、学校に行く生徒の数ですね、38人になります。15歳から64歳の生産年齢人口、働く世代のトータルが270人、その隣65歳以上の老年人口が243人、少し悲しい現実ではありますが、お先真っ暗な人口動態となっています。このようにゆっくり下がる分にはまだどうにか歯止め。今から動けばどうにかなると思いますが、3月1日の沖縄タイムスのほうで、出生数の初の80万人割れという新聞記事もありました。この記事によりますと10年早く少子化が進んでいるよという内容でございます。今から話をするのは行政にどうのこうのではなくて、この議会の場を通して広く座間味村の皆さんに伝えたいことです。

本気で今後の座間味村をどうするかを考えないと、待ったはない問題だと私は思っています。まずこの人口動態表ですね、特に0歳から14歳、また5歳から14歳の38人という数字を見ていただきながら、ちょっと具体的な質問をしたいと思いますが、まず教育長、生徒数がこのように減少していく中、どのような学校運営をお考えか、お伺いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

垣花 健教育長。

○ 教育長（垣花 健）

御質問ありがとうございます。まず全国的に少子化が進んでおります。これは座間味村だけの問題ではありません。御存じように、本村においても増減を繰り返しながら徐々にではありますが、減少しております。これを踏まえますと、なかなか本村では言い出しづらかった学校の統廃合というのが、現実を帯びてくるのかというふうに考えております。ただ統合となりますと、メリットもありますし、もちろんデメリットもあるかというふうに考えております。ただ将来の統廃合についてはこのままこの人口ビジョンを見ると30何名という数字になるわけですから、将来の統廃合が絶対はないというふうには言えないというふうに考えております。ただもし将来、統廃合するとなると、ただほっておいて、減っていくのを待つのではなくて、1人、2人になったからやるという話ではなくて、やはり普段からの総合教育会議とか、定例の教育委員会の会議、あと校長先生たちとの校務研の会議において、日々議論をしていくことが必要だと思います。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

確かなかなか切り出せない問題だと思います。できれば本当に座間味校、阿嘉校、慶留間校を存続させて、生徒数いっぱい進めていきたいんですけども、どうしても現実そうはいかなくなるのが見えています。その中で今、教育長がおっしゃいました統廃合の件、具体的に今までそういう統廃合についての話し合いがなされてきたのか。もしそういうのがあったかどうかをお伺いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力教育課長。

○ 教育課長（松田 力）

今日も一日よろしくお願ひします。今御指摘がありました統廃合についての議論というのは、まず教育委員会のほうでも現在、議論は行っていないですし、検討段階も入っておりません。先ほど教育長からお話がありましたように、やはり統廃合については幼児、児童生徒へのメリット、デメリットのこともあることも認識しております。またそれ以外に学校施設でいえば、教育施設の役割ではなく、その地域のコミュニティの核としてという性質がありますので、そういった統廃合の議論が出てきて、統廃合になったときに、今度は地域住民の理解を得るのが、ちょっと困難なのかなというふうに考えているところであります。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

この学校運営の問題、生徒数が少なくなる中で、統廃合についての議論もなされていない。このままでは後手後手に全てが回るかと思います。ぜひこれ私、継続質問にしていきたいと思いますので、どうでしょう。次の6月定例会までに、まずは統廃合についての話し合いをしていただいて、その中でデメリット、メリット等、いろんな考えがあると思いますが、それについて蓋をせずに、どんどん開けて問題と向き合って解決することが重要だと思いますが、それについての次この場で、そういう説明ができるような資料作成等をお

願いしてもよろしいでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力教育課長。

○ 教育課長（松田 力）

まずは教育委員会部局としましては、やはり幼児、児童生徒に影響するメリット、デメリットは教育委員会部局内では調整したいと思います。しかしながら、統廃合につきましては、教育委員会部局のみならず、村長部局のまた部局のほうでは財政面でのメリット、デメリット、また行政運営に対するメリット、デメリットもありますので、そういったのを村長部局は村長部局で議論していただくよう、教育委員会部局からお願いして、教育委員会として幼児、児童生徒のメリット、デメリットをいろいろ模索しながら、村長部局と連携し合って6月議会に出せるように前向きには頑張っていきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。改めて、教育長に聞きます。この学校問題、何が一番の解決策、打開策になるか、お考えがあるか、お伺いします。この人口減少、学校生徒数が少なくなっていく中で、このままではなくなるかもしれないというちょっと暗いニュースですが、何がそれを止めて好機に向かうきっかけとなる取組は何なのか。もしお考えがあればお伺いしたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

垣花 健教育長。

○ 教育長（垣花 健）

非常に難しい質問です。過去には、といいますか現在でもやっておりますけれども、慶留間校での留学制度であったり、過去に私の子供たちが、まだ小中学生のころは里親制度というのがあって、里親制度なんですけれども、じいちゃん、ばあちゃんのところに、お孫さんを預けませんかというような活動をPTAを中心にやっていました。一方で、それが特効薬かと言われるとそうではないです。本当にそれがあれば、私も教えていただきたいぐらいですので、いかにしてやはりこれは学校というよりは村全体で子供が増えないことには、どうしようもないことですので、教育委員会だけではなくて、地域と一緒にどうやって子供たちを増やしていくかということを共に考える必要があるかと思います。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。本当にまずは生徒数を増やす。子育て世代を増やすということが、解決策に向かう方向だと思います。私も何も統廃合が正しいと思っているわけではありません。座間味、阿嘉、慶留間それぞれの学校がその先も生徒にあふれて活力のある学校運営を続けていくためには、本当に行政だけ、議会だけ、議員だけがこの問題を持ってもしょうがないので、広く本当に座間味村皆さんでどうしないといけないかを考えていかないといけないと思います。

続きまして、行政のほうに同じような質問なんですが、村長。人口減少を抑えるために、まず必要なこと。どうやったら人口が増えるのかについて、村長の意見をお伺いします。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えいたします。人口減少をどう止めるか。先ほど施政方針でも述べさせていただきました。減少傾向にあった座間味村の人口は微増ではございますが、増えてきております。座間味村の行った施策が全てうまくいっているということでは、いうふうに言うつもりもございませんが、何点かあるかと思います。まず産業をしっかりと伸ばすこと。産業を伸ばすことで起業をしたいと思う人たちを増やすこと。そこで「起業したいけど、住む場所がないんだよね」という人たちのための住宅整備を行っていくこと。ですから企業したいという意欲を沸かせて、その人たちが住む場所があって、しっかりと子育てができる環境を整えることが一番だというふうに思っております。ただ座間味村のような小さな自治体では、子供をいっぱい生み育てる環境にあるとはいいづらいので、移住定住の促進を日本国全体でもやっておりますが、やっていくことが大事だと考えております。移住の中でも一つの考え方として、政府なんかがよく言っているのは、「定年後リタイアしたら、農山村の空き家を借りて生活しませんか」という移住を呼びかけているのがメインであります。私も大分年をとってききましたけれども、それだと夫婦で行ってもプラス2なんです。若い人たちにいかに移住してもらうかというところが2プラスアルファだと、いわゆる子供を産み育てるような世代の人たちが移住をする環境を整えること。もちろんUターンも含めてですが、そういったことが大切だと思いますので、産業の振興、そして住むところ、総合的に永住がしやすい環境、Uターンがしやすい環境の中で、企業をしていきたいと。あるいは企業する人がいて、しっかりとした企業の中で、しっかりとしたサラリーがもらえる、家族が養えるぐらいのサラリーがもらえる会社が育っていくことが大切だというふうに考えておりますので、しっかりとこちらはやっていきたいと。

すみません。先ほど教育長の話がありましたけれども、統廃合の問題、全く考えていないということでは答弁はありましたが、幼稚園に関しましては、慶留間校が今休園という形になっております。それは子供たちを一番に考えてのことなんです。学校運営、一義的にはもちろん教育長、そして今回も提案させていただいておりますが、教育委員の先生の皆さんのしっかりとした意見を拝聴しながら、私もその考え方に基づいていろいろなことをやっていきたいと思いますが、ただ行財政運営だけを考えるだけではなくて、その子供たち、学校が、子供たちにとってどういったものなのか。子供たちにとって何が必要なのか。幼稚園に行くのは、なぜ幼稚園に行かすのか。そこを子供たちの視点に立った目線も考えながら教育長ともいろいろと御相談をさせていただいて、もちろん財政面でも大切なことなんですけれども、そういったことも踏まえて、いろいろな考え方をお示しをさせていただければというふうに思っています。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。施政方針のほうでも、地域の子は地域で育てるという理念があるとおっしゃいました。ぜひ地域、みんなですばらしい人材を座間味村で育てていきたいというふうに思います。またその一括交付金等を使って、ハード物、上物です。定住促進だとか、村営住宅等々はこれまでつくってきたというふうに書いています。施政方針の3ページ、それでもなお今、不足する住宅環境においてという、まだ住むところの問題、大きな山があります。抱えている課題があります。阿嘉島のほうで、私も自分で調査しましたら26件の空き家があります。年に一回帰ってくるかでしかない空き家が26件、行政に簡単に村営住宅をつくれというのではなくて、地域でこれからは今はまだその空き家の主、その兄弟、いとこ、親戚がいる中で、「どうするこれからの座間味村」「どうするこれからの阿嘉島」「どうするこれからの慶留間島」、阿真、阿佐、座間味、各区で方向を示す時期に来ているんじゃないかと思います。その中で空き家について、活用させてもらう取組も今後、必要になると思いますので、そこは行政と民間と一体になって考えていかないといけない問題だと強く思います。この人口減少については座間味村だけの問題ではなくて、日本全国で

す。これから先、自治体同士で生産年齢人口の奪い合いがもう始まっていると思います。よりいい条件のところに移り住む。よりいい条件を探して出ていく。これが如実に表れていくと思います。さらにそれだけではなく、今もう若者が日本をどんどん離れていっています。日本で頑張っても月給料が15万円から19万円の若者が、オーストラリアに行けば、日本食レストランで週6日働いて、毎月の給料が55万円から60万円というニュースもあります。その子はオーストラリアのタワーマンションに住んで、人脈も広げお金も貯め、自分のやりたいことに向かっている。日本に比べたらとんでもない優遇、今はもうニュースでも聞いていると思いますが、出稼ぎの時代と言われています。もう日本では稼げない。そういうグローバル的に見ると、そういう中で座間味村がこの人口問題で生き残るためには10年も待ってられない。本当に今から仕掛けていくしかないと思います。その中でこの資料にあります。

ちょっと尖った言い方になるかもしれませんが、私は、村長がおっしゃいました、定年して田舎暮らしをしたい。でも正直申しまして、そこの人口を増やしたところで自然増にはつながらないというふうに思います。かと言って、誰でも来てくださいというのも、行政としては公平に考えるとそう言わざるを得ないと思いますが、その中で、私はちょっとそこは存続に係る問題だからちょっととんがってもいいと思います。例えば下の左の図、独身の方がいたら、男性、女性います。その中で未婚者、シングルファーザー、女性であれば未婚の女性、シングルマザーの女性います。右の図ですね、既婚者の中でも共働きで子供がいないからはじまり、片働きで子供がありまで、多岐にわたっているんな層の人口がいます。じゃあ座間味村はどのグループに来てもらいたいのか。具体的にどのグループの方々をこの島に呼んで、起業してもらったり、働いてもらったりしてもらいたいのか。というのは、これも全て村長がおっしゃいます村のリーディング産業である観光業をこれからも続けていく上で、また一次産業であります農業、漁業に関してもそうです。学校運営に関してもそう。全ての問題につながるのが、この人口問題になってくるので、どうかこれ今後、一回の話で終わるのではなくて、本当に真剣にこれを取り組んで、どういうふうに取り組んでいきたいかというのを、今後も話し合いを進めていきながら、村として明確に出してもいいのかなというふうに思います。

この過去の議会だよりを見てみますと2015年に、見覚えありますでしょうか。「座間味村の人口は45年後に半減」という題で、同じような内容が取り上げられています。約8年前です、2015年なので。そこから考えても、具体的に人口減少に歯止めをかける施策が、あまり具体的にやられてこなかった。これから先はこれが如実に表れてくると思いますので、官民一体となってやっていかないといけないのを強くお話をしたいと思いました。

私が言い忘れたことはないか。ちょっと確認させてください。休憩願います。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

私のほうからの質問は以上になります。今後継続して美ら島税とか、ごみの問題についてもお伺いしていきたいと思いますが、教育長はじめ教育委員会の皆様にも、学校の件についてもお話をしていきたいと思います。この今日の私の一般質問が地域の皆さんに「西田議員は、何かとんでもないことを言っているぞ」と思ってもらいたいです。いろんなところで話の流れでそういう問題があるよということを今後私も、口酸つ

ばく言っていきたいと思いますので、一緒にこれから未来がわくわくするような村づくりを進めていきたい
と思います。これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○ 議長（宮平喜文）

これで西田議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

引き続き、一般質問を行います。3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

こんにちは。これから3日間よろしくお願いします。一般質問に入る前に、私の一つ思ったことをこの間、私抜き打ち監査の件に、泊港抜き打ち監査を12月のほうで発表しようかと思ったんですけども、代表監査に許可をもらわないで、それをもらってなかったものですから、それは個人的に発表できなかったと思って、今日させていただきますので、それで泊港の公金横領のその後の抜き打ち監査、11月に入った結果、その結果がもう事故のないような処理の仕方、二重、三重と確認がとられていることが、また新しい資料をつくって、その資料を座間味の船舶のほうに、ファクスでちゃんとその日、その日のものを流していると。そういうふうに二重、三重とチェックされていることが、立派な処理のやり方だなと。そういうことをやればやはり事故が起きないだろうということで、立派だなと私も関心しました。これからも厳重にそういう形で頑張ってほしいと思います。よろしくお願いします。その後ちょっと公金横領の件に話になるんですけども、ちょっと恐縮ですけども、私の一般質問に入りたいと思います。

公金横領の事件について、その後の今日の村長の施政方針のほうでも、こういう公金横領の件の刑事告訴のほうについて。刑が3年うたれたと。そういうことを書いていましたけれども、それについて、その1,300万円がどういう形で、本人が保釈金を払って出る予定なのか。それともその3年という刑を償って出てくるといような、どちらに傾きそうですかということを、私はちょっと興味があるんですけども、それについてお伺いしたいんですけども。

○ 議長（宮平喜文）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

今日から3日間よろしくお願いいたします。ただいまの垣花太郎議員の御質問ですが、実は昨日が控訴の締切日でした。ですので昨日、被告が控訴しなければ3年の懲役というのは確定することになっております。今のところ今日の朝、裁判所に確認いたしましたら、今日の午後しか発表できないということで、もし被告が控訴しなければ懲役3年の刑は確定して服役することになっております。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。じゃあそういう形で本人は処理しようとしているわけですね。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

はい分かりました。その旨また報告をお願いいたします。

その残の件に関して、約3,000万円、それについてどういう形でどういうふう to 今後流れていくのかということをお聞きしたいんですけども、それについてお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

この件につきましては、民事訴訟を起こしております。損害賠償請求裁判ということで、3,170万3,990円を請求しております。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

これはかなり時間がかかるんじゃないかと私は思うんですけども、その時間と体力と費用、それがかなりの費用がかかるんじゃないかと思うんですけども、これ村としてはタイムリミットというか、そういうようなこの時間を有しても、最後の最後までやるつもりですか。その辺をちょっとお聞きしたいんですけども。

○ 議長（宮平喜文）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

裁判を起こした限りは争うものですから、もちろん全面勝訴を考えております。裁判の期日に関しましてはまだ、本当は昨日、初めての裁判が行われる予定でしたが延期になりまして、初めての裁判が4月27日に行われることになっております。長期かかるかどうかは、被告のほうから出てくる準備書面によって変わってくると思います。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。じゃあできれば早めにできるような形で処理していただきたいと思いますので、頑張ってください。公金横領については以上です。

あと少子化対策ですけども、西田議員がほとんど聞かれていまして、私を書いてあるものがほとんどそれなんですけども、ただ1点、国のほうでは岸田内閣のほうで子育て支援に対して予算を倍増と、そういう少子化対策を掲げているわけです。ですから出生率を高めるような推移をやっていますけども、これまでに出生率のデータが1950年から過去の話ですけども、2022年までそれがデータが出ているんですけども、1950年が出生率が269万人、現在が2022年が79万人と、そこがマイナス190万人というようなデータで出ていまして、それが80万人を切ったということで、この辺をどうしてここまでこういう形になったのか。やはりこれがこれから追及すべきじゃないかと私は思うんですけども、やはりこの地域性があると思います。この人口減少というのは、東京とか、大都会ではこの地区によっては、

そういう自治体で制度がみんな変わっています。補助金とかいろんな制度が、地区でみんな違います。ですから自治体にほとんどその制度を任せているわけです。子育て支援の予算に対しては、ですからそのまず私からの提案ですけれども、座間味村で今足りないのは何かということで、私のほうからデータ出したんですけれども、座間味のほうには保育園がございます。阿嘉、慶留間のほうには保育園がないんです。それでまずおじいちゃん、おばあちゃんたちがいる子育てでされている方は、家族がいっぱいいます。子供も1歳、2歳離れていても、おじいちゃん、おばあちゃんが面倒見るから、子供をつくっても安心だということでの、そういう子作りです。それを子供が増えているわけです。島でもはっきり分かります、はっきりしています。ですからこの1歳、2歳離れるということになると、どちらかが仕事を辞めないといけません、共稼ぎになると。それでおじいちゃん、おばあちゃんがいると預けることができます。それが阿嘉島、慶留間島にはないんです。ないものですからどうしても5歳、5つぐらい離れないと子づくりという、子供ができるというのは逆に心配なんです。そうですよね。そういうものを考えると、やはりどうしても保育園がほしいんです。

私もこの保育園、空き家に対して保育園とか、そういうところを使わせてくれないかという話をやったこともあるんです。そうすると話は、一応は聞いてくれたんですが、ちゃんとしたところあるんですけれども、これは行政がどういう形で出してくるかということに対して、私はこれ今、一般質問に出しているんですけれども、それについて今後、阿嘉、慶留間に対して保育園ということを考えたことがあるか。その辺に対して一応お伺いしたいんですけれどもどうですか。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

現在、0歳児から3歳児までの児童数は、阿嘉地区で6名、慶留間地区で1名ですが、新年度保育を必要とする児童数は、1名から2名であり、今後も同じような人数で推移することを見込んでいます。新たな保育園の開設については、保育施設や保育士の確保、運営費等の調達等が課題となっています。さらに限られた予算内で将来において継続運営が可能かを含め、検証する必要があると考えております。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

例を挙げますと、阿嘉島で大きいダイビングショップですけれども、そこで子供を預かる保育園みたいに。何をするかといいますと、そのダイビングに来られる夫婦の子供を預かると、赤ちゃんまでも預かると、保育士免許をちゃんと持った方を採用して、そこまでも設置してダイビングショップのお客さんと呼んでいたんです。そこまでやってお客さんを商売として、そういう子供を預かってまでもそういう形で、大きな枠でシステムをつくってやっていたんですけれども、今それをやっているかといったら、それは今のところはやめたいですけれども、そういう方が、そういう免許を持った方を採用すれば、幾らでも来ると思います。シーサーはその専門で採用したらしいんです。そういうことでやったらいいんですけれども、あと聞いたらやはりそういう保育園となる場所がないということで、「やりたいけれども、やれない」というような、そういう話を私はその方から聞いたんですけれども、それは西田議員からも話はあったんですけれども、空き家を利用して、それを保育園にできる。私はその話までも空き家の主にも聞いたことはあるんですけれども、それは話を聞いてくれたんですけれども、それはほぼオーケーの状態もあったものですから、ですからぜひ、その辺を話を進めていただきたいと思いますけれども、それについていかがですか。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

まずは家主さん、または近隣の住民の皆さんが保育事業に協力的であることが第一条件だと考えます。またそういった情報がありましたら、ぜひ提供いただければと思っています。協力していただけるのであれば、働きかけを行ってまいりたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいまの御質問でございますが、先ほど石川住民課長が答えましたように、保育となると公的な保育園になりますと、認可保育園になると、保育士の確保やいろいろと課題がございます。保育園には無認可と認可がありまして、認可保育園ですと、保育を必要とする子供が優先となります。また認可外保育園ですと、今事業所がやっていたような一時預かりというものが可能になってくると思います。認可外、認可保育園の見極めをしながら、認可保育園は、県から補助がございます。村からの負担もございます。無認可保育園は、あくまで民間の施設ですので補助金が入りません。ですので人数的にニーズの調査をして、認可外なのか、認可保育園なのか。その辺も見極めないといけないと思っております。

空き家に関しましては今、課長が申し上げましたとおり、保育を必要とする子供が相当数いるようでしたら、ぜひ空き家のほうも活用させていただいて、検討したいと思います。まずできることは、子育て支援員という保育に関わる方を研修を受けていただきました。その中で、ファミリーサポートセンター、子供を一時預かりできるという制度がございます。まずはその制度を拡充しまして、お子様を安心してお預かりできるという制度を整えていきたいと思っています。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。ぜひ今言ったとおり、実現してもらいたいと思いますので、一時預かりでもいいですので、そういうぜひお願いしたいと思っています。

あと、空き家対策の問題で、私は空き家のほとんど知っているもので、その空き家をほとんど確認をとりました。その空き家に対して約6割方が「孫が帰ってくるから」と、それでまず孫が帰ってきて、何をするかというのは返事はなかったんですけども、6割方がほとんどそういう形で返事が来たんですけども、あとの4割は可能性はゼロではないですので、その辺を一応データは出ていますので、ぜひよろしくお願いします。少子化対策に対しては、以上ですけれども、一応保育園はぜひお願いしたいと思います。

あともう一つのほうで、以前にも一応質問したんですけども、新港へのバージ船の停泊中の通行止めについて、迂回路について、お伺いしたいんですけども、その迂回路があまりにも危険すぎると。この迂回路が突然の通行止めなんです。この事前報告が何もない。それで私この前、昨日もそうだったんですけども、迂回路についての通行整理の方もいません。また突然の通行止め、迂回路はちゃんとした迂回路ではない。ダンプカーがすれ違ってほこりだらけです、前が見えません。そこでニシバマビーチの標識案内がされています。そこを観光客が通っています。前が見えなくて、ダンプカーとダンプカーの間から自転車通っているのを見ました。それでもし事故が起きたらどうするんですかと思うんですけども、私ものすごく危険だなと思って見たんですけども、これが去年と今年、今年に入った時期ですけれども、ものすごく多いんです。これがやはりまず執行部の方は、こういう現場をぜひ見ていただきたいと。これ本当にすごく危険です。この辺についてどう思いか、お聞きしたいんですけども、よろしくお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

お答えします。阿嘉漁港に関しましては、沖縄県の所管でございますので、まずは沖縄県南部農林土木事務所に確認をいたします。

またニシバマビーチへのアクセスには、山越えではありますが整備された道路がございますので、そちらを案内するように工事業者等へは声かけをしております。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

ちゃんとした道路でも山越えですので、やはり自転車で山越えというのは大変だと思いますけれども、これはこれから先ずっとこれが続くようであれば、きちんとした迂回路をアスファルトを敷いて、そういう歩道をつくったほうが、私はいいんじゃないかと思うんです。これがバージへの大型ダンプの荷役でやるところです。それ以上のことを考えることがなければ、ちゃんとした迂回路をつくって歩道もつくって、そういう形でやらないといけないんじゃないかと私は思うんですけれども、それについてはどうですか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

先ほども述べましたとおり、沖縄県のほうが所管となっておりますので、まずは沖縄県南部農林土木事務所に確認をしたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

話が前に進まないんですけれども、これは何といいますか。本当に危険な状況なんです、はっきり言って。これどうしたら解決するのかということを、私はお伺いしているんですけれども、「南部農林土木事務所に確認をとっている」と言ったら、そこで話が終わっちゃうじゃないですか、そうですよね。それで私、どういう質問をするんですか。それしかないんですよ、今のところ。

今これだけ危険な状況に置かれているところです。置かれているところを向こうに許可とります。と言ったって、やはりこの危険な状況を現場を調査して、早急に「どうします」という返事を「いついつまでにやります」ということの返事を私は聞きたいんです。ぜひ、そういうことをお答え願います。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

ですからあの用地一帯が沖縄県の、南部農林土木事務所の土地なんです。そこが道路用地でもないということですので、村が勝手にそこに道を整備するということは、なかなか難しいだろうということで、沖縄県のほうへ確認したいという答弁をしております。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

前に進まないですね、これね。その辺について、やはりちゃんと返事、いついつまでにというようなもの

を、私は聞きたかったんですけれども、これは以前にも私はこれを質問しています、もう1年になるんですけれども、まだいまだに何にも動いていないし、解決もされていないし。そういうものに対して、その場限りで終わっているような、議会の限りで終わっているような形になってしまっているものですから、それは私は今期は、いついつまでにできるというような返事をいただきたいというのが私の希望だったんですけれども、残念ながらそういう返事しか返ってこないものですから、ちょっと私の期待に反しているような感じなんですけれども、山越えで今、島ではレンタルショップっていっぱいあるんです。山越えというのは、まず不可能なんです。ニシバマというのは、ラムサール条約でも結ばれて、国立公園で一番トップでこのネットにも出ているところなんです。それを一番PRしているところを、そこを島もレンタルショップで、皆さんいっぱいどんどん今、レンタルショップも増えてきています。それでもって「山越えしてください」と言ったら、やはりちょっと寂しくないですか。その辺について伺います。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

利用者の安全性を考えると、山越えのほうが安全、よいのかというふうに考えております。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

垣花議員のおっしゃる「危険ですよ」という話、すみません私は、あのバージが停まったときにあの場所に行ったことがないものですから、危険性が分からなくて大変申し訳ないんですが、改めてそういう機会がありましたら、しっかりとこの目で、西田議員からもありました「阿嘉島にもちゃんと回ってきなさい」ということでございますので、その中で確認をさせていただきたいというふうには思っております。

一義的な話をまずさせていただきます。課長から話がありましたとおり、ちゃんとした道というのが、今でいいますと山越えの道しかないの、そこを案内していますというところは、まず御勘弁をいただきたいんですが、現在、迂回路になっている道路ではない場所、あちらは地目が決まっております、将来的にこの場所で何をするというのが決まっておりますので、簡単に道路がつくれる場所ではないというふうに私は認識をしておりますが、安全性等々含めて考慮した場合には、何かしらの私たちのアクションも必要かと思っております。県のその土地の将来的な利用計画等もお聞きしながら、安全対策ができるような、あるいは一義的にでもいいので、道として使えるような環境ができないのかということも含めて、議論を県と深めていきたいというふうに思っておりますので、いついつまでにということは申し上げづらいのですが、6月までには何かしらの議論の中での答えを、もう一度お示しをさせていただければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

ただ1点だけでも、これをお願いしたいんですけれども、交通整理の中での安全対策のために、これだけをダンプの出入りしているところで交通整理を指導してください。これだけはぜひお願いします。本当に危険過ぎているものですから、それを言っていますので。どんな道路工事でも、交通整理員は必ずついていきますので、それはぜひお願いします。これでバージの件については終わりますけれども、ぜひ交通整理の方はつけてください。以上です。

あともう一つ、これも一応以前からの話になるんですけれども、放置車両の件について、現在どういう形

で、どういうふうに進んでいるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

お答えします。これまでの進捗状況に関して報告いたします。阿嘉港内における悪質な放置車両等に対しては、関係機関と諸手続きを終え、現在起訴中となっております。今後の動向につきましては、関係機関からの連絡待ちとなっております。このような悪質な車両への対応には、村としてもしっかりと強い姿勢で対応をしております。以前にも答弁させていただきましたとおり、放置車両所有者に対し起訴後の処分が出て、廃自動車の処理とは別の問題となることから、現在廃自動車の処理に関しては、沖縄県議会でも取り上げられているところでもあります。沖縄県にも強く要望し、連携し、処理に向けて進めてまいりたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

ということは、まだまだ処理ができないということで理解していいですか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

今すぐにこの処理ができるということは、ちょっと考えにくいのかなというふうに思います。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

大体でいいですけど、あとどれぐらいかかりそうですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力教育課長。

○ 教育課長（松田 力）

先ほどの質問の横領事件にもありまして、要は今仮起訴ですので、そこから本人を起訴して、本人がまず求刑に対して申し立てがなければ、まずはそのまま求刑どおり判決が出て、そこから出てきたとしても、この前にお話をさせていただいたように処理と、この人に対する罰は違います。あくまでも、うちらが片づけるのではなく、本人たちに処理をさせないと、そう簡単に村の予算を使うわけにはいかないということなので、今後はまた再度、沖縄県と調整しながらどうやって処理するかというのを念頭に置きながら進めていくので、これも期限がいつになるかということは、はっきりしたことはお答えできません。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

これ今に始まったことではないですよ。何年になりますか。この辺ですよ、私が言うのは。これができなかったらできないで、それではっきりして、それなりの措置のやり方もあるんじゃないですか。強制執行とか、いろんなものがあると思います。今そういう返事をいただく自体が私もすごいショックです。その辺についてどうですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力教育課長。

○ 教育課長（松田 力）

この問題につきましては、かなり年月たっているのは、村としても理解しております。そこから元々はやはり阿嘉の漁港ですので、漁港の管理は沖縄県の管理、そこから村としても沖縄県に強く要望してまいりました。沖縄県もそういった中で、いろんな諸手続、行政手続を行っていながら、沖縄県の見解では、そういった行政手続は厳しいということで、そこから村長を中心にして、村でどうにかできないかということで、村は村独自で顧問弁護士に相談をして、こういった起訴までもっているのが現状であります。前回も申しましたとおり、行政代執行というのは、行政代執行した後のその改修ができるかどうかを見込んでからまでをやらないと。ただ単に行政が負担するだけになる。そこだけはやはり村としても避けたいというのがありますので、行政代執行は慎重にやっていきたい。一方ではその放置車両をどうにかしないといけないということがありますので、また再度、こういうふうに村が進めている現状を沖縄県も理解していますので、沖縄県の議会でも出ていますし、沖縄県の職員もこれを注視していますので、今後はまた何年かかってでもやはり処理は大事ですので、沖縄県、座間味村ではなく、沖縄県はまた連携していくということですので、その辺は御理解いただきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

私としてはこれだけ、長年こういう質問をしてきたんですけども、放置車両に対してやはり見苦しい、景観条例にも反していますので、その辺をやはりこの景観条例がまず一番のネックになっています。これで処理ができないというもの。やはり観光客もそうなんですけれども、やはり一番に玄関前に真ん中に置かれていますから。なおかつ台風がくると、今にも住宅に飛んでいくんじゃないかと。そういう状況の危険なところに、今は危険な状況に置かれています、これは今はもうさびて屋根が飛びそうな感じに置かれています。今度の台風が来たら、これは多分、住宅に飛んでいくはずですよ。このときにはどうなるのか、私は心配しているんですけども、その今こういう状況を見てどう思うか、村長にお聞きしたいんですけども、お願いします。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

垣花議員がお怒りになるのも重々承知しております。私も議員の立場だったら同じことを言うのかもしれませんが、逆に私ども行政といたしましては、沖縄県と連携をさせていただく中で、さらに私ども座間味村の顧問弁護士と非常に連絡を密に取りながら、時間はかかりましたがやっと起訴まで持てくることができましたわけですよ。これに関しては、別に私が村長でなくて別の方が村長であっても、別の職員が担当課長であっても同じ事務手続になっているはずでございまして、そこは私自身も本当に担当課長も歯がゆいところがあるというのは、ぜひ御理解いただきたい。その中で何もしていないわけではなくて、ここまできたということをご理解していただきたいのと。起訴をされました。起訴をされたので、これから先というのは私たちもまだ、この先の事務手続等について分からない部分があります。座間味村といたしましては、管理者である沖縄県に対してしっかりとこれに対応してほしいという話もさせていただいております。沖縄県から明確な回答が帰ってきていない状況の中で、私たちが今すぐどうしたいということではできませんが、気持ちは垣花議員と全く一緒であるということは、ぜひ御理解いただきたいと思います。その中で私たちのできることをしっかりとやっていく。私がというより、しっかりと担当課長がやってきてくれました。そこは私は素直

に担当課長、あるいは担当者を評価させていただきますが、おっしゃることも重々承知しておりますので、何ができるのかも一度検討しながら、できることはしっかりとやっていく。それだけでございます。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。ぜひ早めに片づけるような形で、見苦しいでするのでお願いいたします。それについては、私は以上ですけれども、あとちょっと抜かしたんですけれども、4番の非常勤ベースアップの件について、何を基準にベースアップされたかということに対して、今は物価高でかなり非常勤が苦しい状況に置かれていると思いますので、入れ替わり立ち替わりが激しいものですから、やはり報酬の問題だろうと私はそう思っていますので、その辺についてちょっとお聞きしたいんですけれども、どうですか。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生総務課参事。

○ 総務課参事（糸嶺直生）

会計年度任用職員における定期昇給については、毎年4月に見直しを行っています。基本は職員の給料と同じ表となっております。4号給を基本給、給与の表に基づき昇給させています。また本議会においても、人事院勧告に基づく給料表の改正について提案させていただいております。一例をとりますと、平成4年度採用から平成5年度に新たにまた申し込みをした場合、行政職の場合1の5級というのがありまして15万600円となっております。年度末に人事評価の各課で臨時職員における人事評価を行います。それに基づき1号給から4号給アップして、仮に4号給アップした場合、先ほど言いました1級の5号級から。1級の9号給まで上がります。それが15万4,900円となります。月当たり4,800円の増となっております。これは職員の給料表と同じですので職員と同じアップとなります。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。まずは元に戻りますけれども、この少子化対策で人口減少しています。人口減少していますので、今こういう非常勤でも採用しても先ほど西田議員が言ったとおり、海外ではこれだけ報酬が大きいわけですから、例えば辞められたときに、もう戻ってこないんじゃないかと私たちも心配しているんです。そういうのがやはり採用しても来ないとなってくると。かなり行政側にも負担がかなりかかりますので、その辺は重々検討して、やはりできれば報酬金上げなさいというわけではないんですけれども、やはり生活面も見ながらそういうものも見ながらやっていただきたいと思いますので、その辺は長年勤めている方、私も島でもそういう方を見てきていますので、やはり報酬の問題で辞めたいとそういう話があって、やはり離島の場合は掛け持ちができないんです。沖縄本島ですと掛け持ちできるものですから、5時まで仕事をして、また5時から別のところで仕事をするというようなことができるものですから勤まるわけですけれども、この場合はそういうのができないものですから、どうしてもやはりこの何といいますか。沖縄本島と同じような時給制というのも、やはり厳しいところもあるかなと私は見えていますので、この辺も重々検討した上でお願いしたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

おっしゃること重々承知しておりまして、できるだけ高い給与をお支払いしたい気持ちは、職員もみんな一緒だと思っておりますし、もちろんうちの職員に対してもそのように、できるものならやりたいんですが、給与に関しましてはまず法律で決まっております。法律に基づいて条例で私たちは給料表をつくって、法と条例に基づいて給料の動きを決め、毎年のベースアップが決まってくるということを御理解をいただきたいと思っておりますし、この給与の改定に関しまして、民間企業の給与のベースアップ等々を勘案した上で、毎年、人事院勧告がなされます。それに基づいてしか、私どもも給与表の改定ができない。ですから独自の給与表をつくった場合には、それなりの多分、ペナルティーが座間味村に対しては政府からあるはずなんです。そういったことができない状況があるという状況の中で、しっかりとした法と条例に基づいた形で、給与額が決まりベースアップの額が決まってくるということでございますので、一義的に担当課長が、村長が、ベースアップを「1万円しました」なんてことができないというのは、御理解をいただきたいというふうに思っております。田舎ですから、離島ですから、確かに掛け持ちができないのもそうでしょうが、そういった状況があるというのはぜひ御理解をいただければというふうに思います。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

そういうことで分かりましたけれども、かなり物価上昇しておりますので、生活も苦しいだろうと思しますので、職員の方をちゃんと監督しながら、どういう形で生活をしているのかというのも、やはり上司の方もその辺はよく見てソフトに扱ってください。ぜひお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

しっかりとまた対応させていただきます。コロナで疲弊した経済状況を踏まえて、いろいろな施策の展開を国費を使ってやってまいりました。物価高騰から電気代の高騰の話まで出ておりまして、今は村長という立場でも、あるいは町村会の会長という立場でもいろいろな働きかけをさせていただいているところでございます。電気料金の値上げ幅をどう圧縮していくのか。あるいは国費を使って物価高の上昇を抑える。あるいは物価高である状況の中でどう住民の皆さんにお手伝いができるかということも含めて、しっかりと沖縄県、政府との議論をさせていただく中で、生活しやすい環境づくりに座間味村長といたしましても、沖縄県町村会長としてもしっかりと対応させていただきたいと思っています。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。いい回答をいただいてありがとうございます。以上で私の5つの質問は終わりたいと思いますので、ぜひそれをいい結果が出るようにぜひ、御協力をお願いいたします。以上で、私の一般質問を終わります。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員の質問をこれにて終わります。

続きまして、6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

まず午前中は、ちょっと余計な業務が増えまして確認等お疲れ様でした。改めまして、3日間よろしく願いいたします。時間もないので、速やかに通告書に沿って伺っていきたいと思います。まず通告一覧に、

私3つ上げていたんですけれども、2番県内の教員不足について、取り下げしています。これはちょっと課長とも別で話をしたんですけれども、座間味村は島尻教育事務所での人事管理を行っていますので、答弁のしようがなさそうでしたので削除いたしました。とは言え、御承知のとおり教育不足で、マスコミもいろいろと騒いでいますけれども、子供たちの影響が懸念されますので、不足が生じないようにできるだけ教育事務所と協議していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは1点目、船舶に関する件で聞いていきます。まずは高速船の乗り場についてですけれども、那覇からの出発については、すぐ目の前に待合所がありますので、そこまで問題はないと思いますけれども、座間味港、阿嘉港には、高齢者や妊産婦、またお体が不自由な方々もそうなんですけれども、待合所から少し乗船するはしごのほうまで距離があるのではないかと感じています。そのような方々がターミナル内で、座間味なんかもそうなんですけれども、到着の案内の放送が流れてから歩いて並ぶとなると、ちょっと急がないと乗る順番が遅くなったり、後ろのほうに並ぶことになりますので、特に繁忙期、そこになると人がわつと押し寄せて急いでみんな並ぶ状況なので、そういうときにはお年寄りなんかは転んで、転倒する可能性もあります。そういうこともあって、浮桟橋の柱の基礎といいますか。柱があってここに基礎があって、そこで腰かけているおじい、おばあ、よく見かけます。早い方ですと、そこに1時間前から座って待機しているのを、日中船に乗ることもあるので、こんな早くから座って待っているんだねと。これが1回、2回じゃないので、しょっちゅうなんです。年をとるとせっかちになるせいもあるかもしれないですけれども、そこで少しでも楽に待機できるようにベンチを設置していただきたいと思いますので、まず現状で車椅子、そして介助の必要な方は優先的に乗れるようになっていると思うんですけれども、今現在、乗船の優先順位がどうなっているのか、そこを先に確認させてください。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

優先順位なんですけれども、今宮平議員がおっしゃったとおり、要介護等は優先的に乗船をさせております。あとは並び次第、早めに並んだ方から乗船している形になっております。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。じゃあ以前と変わっていないようですね。実はこの乗船の優先順位については以前、平成28年に、私一般質問で要望を出してしまして、そのときの内容は、航空会社の機内への優先搭乗案内のように、まずお手伝いが必要な乗船者、病気やけがをしている搭乗者、赤ちゃん連れの搭乗者、妊娠中の搭乗者、11歳未満の子供、それから高齢者という順番になっております。全くこれと同じようにとは言いませんけれども、少し検討の余地はあると思います。順番に関して今のよう、たまたまその当時も担当が中村課長でした。覚えてますかね。そのときの答弁で、課長は座間味港、阿嘉港では到着から出港まで20分の停泊時間、ただその20分の停泊時間内ではその優先順位をつけて行うのが難しいかなと考えておりますという答弁でした。しかし時間的には、私は個人的には全く問題ないと思っています。結局優先順位関係なく、遅かれ早かれ、全員乗せないといけないじゃないですか。そのために船が、すごく遅れたというのは、恐らく今まで聞いたことはない、ベンチをはしごの近くに設置して乗船案内すれば、このおじい、おばあ、の歩く時間的なリスクもなくなるし、そういうこともあって一石二鳥だと思います。できれば屋根付きにして、雨をしのげるなど、なおいいと思いますけれども、そこら辺ちょっと見解を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

お答えします。まず管理者であります県港湾課に、設置が可能か確認します。可能であれば、どのスペースにどのように設置するか検討し、早急に対応してまいりたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

6 番 宮平清志議員。

○ 6 番（宮平清志議員）

分かりました。座間味港、阿嘉港に限らず、できれば北岸のほうにもあれば、そういうおじい、おばあ妊産婦さんたちは楽でいいかなと思います。ぜひ早めに検討していただけてください。課長が80歳、90歳になったときに、清志議員が提案してくれたベンチ、上等ヤッサーって多分、後々感謝されることをわかっていいますので、ぜひ早めに動いていただければと思います。ちょっと休憩いいですか。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

6 番 宮平清志議員。

○ 6 番（宮平清志議員）

ありがとうございます。それでは早急に対応をよろしくお願いします。

続きましてはこの船舶の関連なんですけれども、フェリーの座敷、カーペットが敷かれているところ。あれ何と呼べばいいんですか。そこへ乗船で混んでいないときは寝っ転がっている方もいらっしゃるんですけれども、そこは例えば小さいお子様連れの家族とか、高齢者とか、妊産婦とか、利用しやすいエリアだと思っています。しかし私も時々しかフェリーを利用しないんですけれども、高い確率でそこに男性の方、ちょっといい方変かもしれないんですけれども、作業服らしいのを着ている方が多いです。もう既に寝っ転がっているんです。そうすると、4つボックスがあるじゃないですか。座間味側か、それぞれ分れているんですけれども、その寝ている姿を見ると、子連れの家族連れ四、五人でもいると思います。二、三人もいるかもしれませんけれども、そういう方々遠慮して、やはりそこに入れないうええんす。そうするとこの家族は椅子席に座ることになります。小さい子供が2時間も椅子でじっとしているわけがないです。実際に何度も見たことがあるんですけれども、もうそこでしばらくしたらわさわさしてきます。そうするとやはり周りにも影響与えますし、仕方がないといえ、それまでなんですけれども、まずそういう状況を課長は見かけたり、そういう会話を船員さんで行ったことはありますか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

船員とのそういった会話はしたことは記憶にはないんですけれども、確かに寝転んでいる大人がいるのは何度か見かけております。

○ 議長（宮平喜文）

6 番 宮平清志議員。

○ 6 番（宮平清志議員）

船員は、もちろん絶対に見かけていると思うんです。私がこんなあまり乗っていないフェリーでしょっちゅう見かけている感じなので。それからちょっと私も気をつけてその座敷がどうなっているか、乗ってみたんですけども、確かに優先席のようなステッカーは貼られています。ただ小さくてわからないんです。数か所にあるんですけども、なのでその改善も必要かと思えますけれども、この利用している人たちも、さっき言った男性の方々もそれ見えていないと思います。だから悪気があって寝転がっているわけではないと思いますから、そこもぜひ話し合って改善していただきたいです。

まずは座間味港を出発の際に、座間味と阿嘉分けていますよね。そこをさらに分かりやすく、優先席をさらに分けて、そうすればそこを使っていべきか、そうじゃないかというのは、わかりやすく表示しておけば、皆さん守ってくれると思うんですけれども見解を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

座敷についての優先席との指定はしておりませんが、高齢者や小さなお子さま連れの乗客に対しては配慮が必要だというふうに考えております。座敷のスペースをどのように使用するか。利用者の状況を調査し、利用方法について検討してまいります。貼り紙等も検討してまいります。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

優先席の表示があるのは、わかります。スロープがいくつかあるんですけども。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

そこまでは私は、ちょっと確認しておりません、すみません。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

まずそこから確認していただいて、やはり船員と様子を伺いながら、そこはぜひ早めに難しいことではないので、お金もかからないので、貼り紙というよりは、とにかくわかりやすいようにしていただければ、みんな守ってくれると思いますので、ぜひ対応をよろしくお願いします。

続きまして、防犯対策について、たまたまなんですけれども、この一般質問を提出した後に、今月に入ってからです。埼玉県で高校生がある中学校に侵入して、教員を切りつけて負傷を負わせた事件がありました。また数日後には広島県で中学生が同級生を切りつけて負傷を負わされた事件が立て続けに起きました。このようにかけがえのない子供の命を預かる学校で、毎年どこかで刑法犯が発生しています。学校に限らずですけども、残念ながら当村でも時々不審者の情報が出回ってくるようになりました。事前に100%食い止めるというのは、すごい困難ですけども、自分たちで身を守るためにもできる限り最大の防犯対策は必要不可欠です。まずは資料を先にいただいているんですけども、村内のカメラの設置台数と設置場所、これ資料に沿って御説明をお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

宮平壮一郎総務課長。

○ 総務課長（宮平壮一郎）

ただいまの御質問ですが、先にお手元に別途横版の両面コピーの資料と、縦版の赤色の入っているものをお配りしております。横版で言いますと両面になっておりますが、こちらの座間味島に3か所です。これはライブカメラも兼ねておりますが、高月山のほうと古座間味のビーチ、阿真ビーチに1か所つけて、裏側には阿嘉島のニシバマビーチ、カメラのほうを平成25年度の防災情報システムということで入れさせていただきました。こちらはどちらかというとアップで見るというよりは、例えば津波警報が出たときに潮位の変化を見たりとか、夜間ビーチで不審者がいる。またたき火をしているとかいった感じの情報であったり、また軽石が漂着しているといったのをこちら役場のほうで、モニターが一緒になるようなカメラとなっております。もう一つが縦版のやつが9台、こちらは実は平成29年度に沖縄安全対策事業費ということで内閣府の補助金を設置して、それで各公民館を中心に、港のほうを中心に9台のカメラを設置させていただいております。今回図面のほうでは、こちらのほうだけ当時の図面を加工して提供させていただいておりますが、それ以外に独自で調べたところによりますと、高速船、クイーンざまみ、フェリーざまみにもカメラが内部についてございます。そちらと我々の村庁舎、こちらも役場にも内部、外部ともカメラのほうをつけさせていただいております。それとあわせて座間味島にあります歴史文化・健康づくりセンター、こちらもつくった後にいろいろとございまして、こちらも外部が映るようなカメラを後付けで設置させていただきました。またこれは公金管理の問題とも兼ね合いがありますが、那覇の出張所、座間味の船舶の事務所、そして阿嘉、慶留間の出張所、そして阿真のキャンプ場、こちらについても内部のほうに内外が映るカメラを設置させていただきます。以上でございます。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

学校は今、状況はどうなっていますか。

○ 議長（宮平喜文）

宮平壮一郎総務課長。

○ 総務課長（宮平壮一郎）

学校施設に関しましては、現在は防犯カメラの設置等は行っておりません。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

学校は必要ですね。防犯カメラも多ければ多いに越したことはないと思いますけれども、村長も施政方針で不法投棄の対策として、監視カメラの設置を考えていますと。もうちょっと増やせば本当にいいと思います。職員の今後どのような設置の場所を考えているか。考えてきたかわからないんですけども、やはり職員の皆様だけでは気づきにくい場所もあるかもしれませんので、例えば一度各区の総会のときにでも設置場所の要望を聞くとか。その判断できない、地元の人たちしかわからない場所もあると思いますので、そこは一度聞いてみるのもいいかと思っていますので、よろしくお願いします。

あとは、防犯用品なんですけれども、いろいろあります。さすまたとか、盾とか、催涙スプレーとかいろいろあるんですけども、そういう備えがあるのか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

宮平壮一郎総務課長。

○ 総務課長（宮平壮一郎）

こちらの防犯用品につきましては、さすまたのほうを平成29年度に備品購入して、役場の本庁舎、座間

味港の船舶、切符売り場の事務所、阿嘉、慶留間の事務所に配置して、それぞれ各学校にも1本ずつ配置しております。またあと診療所関係、阿嘉、座間味と阿嘉の診療所のほうにも同時に配置したということで聞いております。盾とか催涙スプレーは用意しておりませんが、今のところはさすまたのほうを常備しているところです。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

防犯用にはいろいろとあれば、またいいと思いますので、ぜひ揃えていただければと思いますけれども、ちなみにこういう、今はさすまたしかない。それは単純に簡単に使えると思いますので、簡単なもので、もしいろいろとアイテムを増やすのであれば、ぜひ講習等も行って、みんなが女性の方でも使えるようにしていただければと思います。それを使うことはないようにするのが一番なんですけれども、それは祈るばかりなので、はいありがとうございます。またいろいろと検討してみてください。

学校の防犯の件を伺ったんですけれども、それぞれの学校独自の安全管理のためのマニュアルを作成する必要があると思いますけれども、現時点でそういうのはありますか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力教育課長。

○ 教育課長（松田 力）

各学校の防犯対策マニュアルにつきましては、作成されており、各学校の整備計画に記載されております。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。まずは学校にはぜひ防犯カメラ設置できるように、ぜひ幾つかよろしくお願いします。安全管理に対する教職員の共通理解が資質、能力の向上等にも役立つと思いますので、何か作成して終わりじゃなくて、時代は流れていろいろと変化も起きますので、その時々に見直しを行うことも必要かと思うしますので、ぜひそこら辺をよろしくお願いします。私からは以上です。

○ 議長（宮平喜文）

宮平清志議員の一般質問を終わります。

続きまして、1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

今日と明日とあさってと3日間、よろしくお願いします。時間も4時過ぎているんですけれども、ちょっと長くなるかもしれませんがすみません。お疲れだと思いますが、よろしくお願いします。

まず最初に手短にいきます。先日行われた2月の臨時議会で、和解案の専決決議についてなんですが、まず村長にお伺いいたします。あの臨時議会の庁舎内で流している、いつもの議会ライブは、なぜ流さなかったのかなと思って、そこをお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

非常に個人情報が多ございまして、議会でもしゃべれない部分が多ございましたが、なかなか一般の住民に聞いていただけないような内容が出たら困るということで、私のほうから議長に申入れをさせていただきました。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

これは村長の独断じゃなくて、議長も承諾してライブを流さなかったんですか。

議員は、全くそのライブを流されていないということは全く知らなかったんです。後からそれは聞いたんですけども、やはりそこまで密室の議会ということで、それは村長判断でできるのかというのをお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

私の判断というよりは、議長にお願いをしたということでございますが、議長と議論をさせていただく中で当日、テレビの撮影をさせてくださいという話があったと聞いております。議長からいろいろとお話を聞きましたが、テレビの撮影をお断りしたという関係もございまして、モニターで流れてしまった場合に、そのテレビの中で撮影がされても困るんじゃないかというふうに私は考えまして、議長にこういうことも考えられますがどうでしょうか。できればモニターでの放送はこの部分、議会に関しては流さないほうがいいんじゃないでしょうかという申入れをさせていただいたところでございます。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

議員の一人として、やはりこれはもちろん個人情報に特にこのときは流れてなかったと思うんですけども、やはり議会制の民主主義の根幹に関わるのかなというのを、あと村民の知る権利がないのかと思ひまして、議会軽視ではないかということを住民からもいろいろ言われたんですけども、今後そういう個人情報ということで、議会が流されないというか、公開されないということは、やはりよくないことだと思うんですがいかがですか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

議長にお願いをさせていただいたのは事実でございます。また議会の中でも、これは私が判断することでもないんですが、議長に申入れして、あるいは議長の判断で秘密会という議会の在り方もございます。形としてはですね。ですから、いろいろな方法がございまして、そういった状況に応じて議長に判断、議長が判断することだと思いますが、私の申入れに関しましては、今回はいろいろともう一度思い起こしながら、私なりにいろいろと検討させていただいて、議長とも意見交換をさせていただきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

じゃあそのことに対しては、今はいいです。またよろしく、あとで議長と相談してください。

次に、臨時議会の前の1月30日に、この裁判について、私は公開請求をいたしました。丸1か月かかって、つい最近3月1日にこれを見ることができました。閲覧のとおり、ここにあるんですけども、最初からそのような話があったので、わかるようにこういうふうに全部、ほとんど黒塗りののり弁状態でした。やはり個人情報があるということで、こういう状況になったのかなと思うんですが、私もこの裁判を起こした

元職員も役場相手によほどのことがあったのかなと想像します。時間もお金も使い、それでも訴えたかった思いがあったことは想像できます。なぜなのか、それは村民としての真実が知りたいのです。それでこの公開請求を私はしました。お互いの主張があるわけですから、それで結果、この村の財政難といわれる240万円というみんなの大事な税金を使うことになったわけです。それを村民の代表の議員として知る権利もあります。それがこのり弁状態です。よく国会でもこういうのを見ますけれども、本当に何回も見たんですけれども、わかりません。この中で書かれている数少ない文字を拾い集めると、やはり管理者である副村長の名前が出てきます。村民も知ってのとおり村長の不在が多く、本来すべき副村長としての仕事のほか、全ての決済や職員の管理や相談、来客、ほかにも裁判をたくさん抱えていて、ほかの不祥事事件もあり、村の代表の代わりもして、座間味村で一番多忙な方だと本当によくやっている。同じ女性として思っています。

臨時議会が終わって、その日のRBCのニュースで報道を見て、自分はびっくりしました。いろんな方面から電話があり、あの秘密の臨時議会に出た私でも「えっ、そうだったの」とびっくりです。臨時議会も知らない村民にとっては、もっとだと思えます。報道も村の見解もどちらの味方もしませんが、真実はというのとおり弁状態です。この元職員が何を訴えていたのか。原因を考えてみました。そのとき前の臨時議会に配られた議案の第1号で、原告の方が訴えた概要です。ここでもう一度確認します。事実の概要でアの中で、これなんですけれども、アの中で、被告の職員による、座間味村の職員による違法な行為、これについてはどんなことか教えていただけませんか。説明できる範囲でよろしいので、この被告の職員による違法な行為に関してお答えください。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

今回の和解に至った裁判の中で、お互いに主張し合っております部分がございますが、先ほどのり弁状態という話がありました。私たちも不本意ではありますが、詳細については個人を特定できる内容等々を含めて、全て黒塗りとさせていただいております。この細かいところも含めてですが、どういったところを黒塗りにしたのかというのは、顧問弁護士とも相談の上、しっかりと対応させていただいたつもりでございますので、私たちが今、お手元に公開条例の中でお渡しした資料以外のところの内容については発言を控えさせていただきたいと思えます。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

ここには4つの原因が書かれているんですけれども、その中の2つは事前に説明があったかなと思うんですけれども、その中で最後の原告の私生活に対する過度な干渉などの違法行為、これも答えられないということですか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

過度な干渉、による違法行為。これは先方が主張している内容でございます。詳細は述べられませんが、私たちが私たちなりにしっかりと、内容についてはこの件だけではなくて、全て違うところは違う。そうであるところはそうであると言っているつもりではございますが、黒塗りのとおりでございますので、ただ先ほど冒頭で話があったテレビでのニュースの中でのパワハラ裁判という内容につきましては、弁護士を通じてテレビ会社に対して、パワハラ裁判という表現は絶対におかしいということで、文言の修正等を含めた抗

議文的な文書を発送をさせていただいております。先方から返答はございましたが、その返答について今、申し上げることはできませんが、それについては今、弁護士とその後どうするか精査をさせていただいております。先ほどの話に戻りますけれども、違法な行為は私たちはしているつもりはございません。していたら素直に私たちもそれを認めて、それで裁判が進んでいるはずでございます。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

これは私に関する御質問だと思いますので、私のほうで答えさせていただきます。

ただいまの又吉文江議員の件ですが、これ本当に核となるものでございます。私は職員を指導する立場として注意はしたことはございました。ただ過度ということはないと私は思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

公金で税金で、この裁判の和解費用を出す件ですけれども、それはやはり村民としては「なぜ公金で払わないといけないのか」という質問を、私はよく受けるんです。そしてその中でやはりこの不祥事を村民みんなで補いましょうみたいな今、風潮になっているような座間味村自体が。とても原告が一方的に悪いのであれば、この裁判は完全勝利したと思うんです。それをそこまでしなかったというのをやはり村民からは、いろいろ聞かれるし、言われるしというところで、長としてやはり管理責任というものも全くなかったと思いますか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

まずは和解をしないで、一番はじめに話をさせていただきますが、和解をしないでこのまま裁判が続いた場合に、裁判所は神戸の地方裁判所になります。もちろん私たちは訴えられている立場ですから、弁護士が行ったり、あるいは証人として私たち副村長だったり、もしかしたら職員の呼び出し召喚があるかもしれません。そういったもろもろの裁判経費、渡航費、移動費等々を含めて考えますと、莫大な金額になるということで、それよりは少しでも少ない行政予算で済ませようというふうな考え方もございました。そういった総合的な判断の中で勘案させていただく中で、和解でその 240 万円をお支払いすることが、これ以上予算を使わないことにもなるというふうに考えての判断でございます。

私の責任についてでございますが、この件に関しましては、双方どちらが悪いということよりも、お互いにももちろんお支払いする部分についてのある程度の部分は、私たちも 100%絶対に間違っていないというつもりもございませんが、あちらの言い分で争点となっている部分での多少、間違っていない部分もあると思います。そういったところも含めてなんですけれども、私が留守の間、あるいは副村長に全権を委任しながら、仕事をしてもらっているわけですが、そういった中で私は副村長を信頼をしておりますし、それで役職の中での仕事をさせていただいています。ですからこれが公金を使っているという形になってはおりますが、行政を携わる立場の人間として仕事をする中で、こういった事柄が起こってしまった。これに関しては、もちろん逆に言いますと「じゃあ副村長がこの 240 万円払うの」「私が 240 万円払うの」ということでは私はないと思っております。それも含めて私は、仕事をさせていただいているつもりでございますし、逆に仮に全面敗訴をするような裁判を起こされるといえば、私は即刻辞任をします。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

本当に大変だと思います。裁判をいろいろと抱えて、行政の長として、村長及び副村長のお仕事は大変だというのはわかります。先ほども施政方針に書かれていた移住環境を整えて人口が増えるように、施政方針でうたっていますが、役場内で役場の職員で内地から志を高くもって、座間味村に採用された人材がこの島で育たないというのは、なぜでしょうというのがあります。内地からこの島に移り住み、民間で働いている方、何十年も長く住み続けています。そして定住しています。住環境も子育て環境も公務員のほうが断然優遇されているんです今ね。そういう中で、なぜ採用された人が育たないのかなという役場側の問題はないんでしょうか。将来、夢が持てない、やりがいがない、自分の意見が言えない、そんなことはないのかと思っています。いかがでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

私も村政を預かる者として、私ども公務員、しっかりと育てていきたいという気持ちは副村長、教育長ともども変わりません。そういった中で辞めていかれる若い人が多いのも現実としてございますが、個々の内容については、先ほどからの話で大変申し訳ございませんが、プライバシーの問題もございますので、詳細は申し上げられません。ただ私どもが先ほどから今回の裁判を含めてそうかもしれませんけれども、私たち上司のここにいる幹部です。育て方がへたくそで、将来に希望が持てなくて「私はこの仕事をやめていく」と言った職員は、私が知っている範囲では一人もいないということは申し添えておきます。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

村長のそういう力強いお言葉で、ぜひ本当は副村長が大変、村長が島におられないことで副村長がその分、重責を担っているのかというのもあり、そして職員の管理、そういう横の連携、縦の連携、そういうのがやはりうまくいかなくてこういう状況が続いているのかなと。住民としてそういうふうに移住を見てしまう。本当にそれぞれの事情で辞められる方はわかっています。でもやはり育っていないというのがすごく気になっています。ぜひこれからも襟を正すといえますか、よろしくお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お言葉は真摯に受け止めたいと思います。ただ私たち幹部職員の中でもそうですが、志を持って幹部になってきた職員もいらっしゃいます。引き続き、職員への目くばせもしっかりやりながら行政運営はしていきたい。

先ほどもありました、私が外に出ることが多いので、副村長の仕事が増えているんじゃないか。これは決して否定はしません。確かに副村長の仕事は多くなっていて、相当頑張っていただいていることも事実でございます。そういったのも踏まえて、この村政を運営させていただいた 14 年間の中で、事務決済規定とか、いろいろなものを少しずつ変えていく中で、職員が仕事をしやすい環境をみんなで作ってきたつもりでございます。私は外に行って遊んでいるわけではなくて、町村会の会長であったり、離島過疎、南部市町村いろいろな代表をさせていただく中で、最終的には座間味村にとっても恩恵のあるような仕事ができていると感じておりまして、それをお互い認識した上で、私たち幹部は行政運営を担っているということでございま

す。そこはぜひわかっていただきたい。そしてそういうふうに使われているということも事実でありますので、そこは思われないようにするという反省を踏まえて、今日以降、行政運営をしっかりとやっていきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

次の質問です。コミュニティーセンターのあり方について、御質問します。座間味のコミュニティーセンターは、座間味区の公民館としての位置づけで理解してよろしいでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

宮平壮一郎総務課長。

○ 総務課長（宮平壮一郎）

お答えします。本来であれば公民館という位置づけは、教育部門でちょっと公民館という定義がございますが、これが適用されていない施設でございます。確か、大きさとか、人口規模にもよって公民館という。公民館長を置くというのが、公民館の定義だと思っておりますが、その定義に当てはめてなくて、地域のコミュニティー施設の一つであるという認識で思っております。それについては、みんなの字区で使うということでコミュニティーの施設があると認識しております。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

自分は3年前に、座間味区の区長を務めてきました。その中で感じたことなんですけれども、なぜ管理が役場で、住民が使う場合も使用許可が必要で、施設利用料を役場に払わなくてはいけないのか。先日もこれは毎年やっているんですけれども、お母さん方がフリーマーケットを行いました。これはリサイクルをして、ごみの削減の意味もあります。免税申請が通ったかまだわかりませんが、使用料を免税申請が通ったとしても使用料を請求されます。あと、お習字やボランティアで子供たちに教えるのも必死に規約をつくり、減免で許可です。エイサーの日々の練習も役場主催のイベントのためなら練習料は無料、ほかの練習は使用料を払うなど、役場のものだからでしょうか。そこはやはり一番、使用する方が多いと思いますが、役場は座間味区の公民館を自由に使っています。琉球新報で、最近連載している「わたした公民館」の記事を読み、ほかの地域の人たちが公民館活動を活発にされているのを読み、うらやましく思いました。その中で、生涯学習の場から、次世代の交流で地域力を上げているのを知り、改めて考えてみました。

社会教育法20条、5章公民館第20条には、公民館は市町村、その他一定区域の住民のために実際、生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化循環を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とするとあります。使い方によっては、生涯教育の場所として、地域住民の交流の場所として、子供からお年寄りまで地域住民が気兼ねなく使える施設として活用できないものかと思いますが、いかがでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

宮平壮一郎総務課長。

○ 総務課長（宮平壮一郎）

御提案のほうありがとうございます。私が冒頭申した公民館というのが、今そういった目的の施設ということが認識しております。我々もこの施設をつくるにあたりまして、この公民館の定義ではつくったことではなく、地域のコミュニティーの場ということをつくったので、ちょっと目的の仕様が違うということと、我々の条例の中でもちゃんと目的はうたっていますが、そこまでこと細かく記載されていないところはございます。まずもう一つ申したいのが、公民館ではあるんですけども、コミュニティーセンターでございしますが、村のほうで全額、起債で建てたということで、公共施設として村のほうは位置づけさせております。そういったことで、総合センターも含めて村の建物であるという認識を持って運営管理をしておりますが、又吉議員がおっしゃるように、やはりマンネリ化した管理、不甲斐なサービス、利用者の満足が低下するの私も私のほうも認識しております。ただいまの御意見を受けて、またさらに公民館、ただまたそこで使わせて事件、事故が起きた場合の対応等、我々はそのリスクも考えないといけないところがございますので、そういったのも踏まえて、施設がもっときれいにうまく寄与できるのであれば、いいことかなと思います。貴重な御意見ありがとうございます。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

公民館で地域のお年寄りたちの食事を食べさせるようなことができないかとか。あと学校の子供たちが、放課後の居場所づくりとか、いろいろできないかと思うんですけども、やはり村の管理の下だとなかなか地域に即したことが、やるのが難しい。実際歴史文化、総合センターが代わりに歴史文化・健康づくりセンターがあります。そちらのほうにいろいろ、それなりのことをやっていただき今度は座間味区でコミュニティーを使えるように、できればしてほしいと思っています。よろしくお願いします。

その中で社会教育、生涯教育の学習の場にあたるとは思いますが、教育長の認識もお願いします。座間味村の公民館管理は、今役場の総務課になっていますが、それは公民館としての本来の学習、社会教育、地域の中にできる教育のできる場所としての位置づけじゃないかと思うんですが、教育長の見解をお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

垣花 健教育長。

○ 教育長（垣花 健）

幅広く、昔から公民館という施設が、たしか座間味のほうは琉米文化会館というのが前身だったかと思うんですけども、あの「公民館」という言い方と、例えば例えば又吉議員が言われた「教育交流公民館」とはちょっと意味合いが違うんです。例えば、渡嘉敷にあります中央公民館がありますよね、豊見城市とか。大きなところに中央公民館がありますが、あれは教育法に基づいて補助金をいただいてつくった公民館、便宜上公民館と言われている、例えば阿佐の公民館、阿真の公民館、慶留間の公民館というのは、あれは公民館とついているんですけども、先ほど総務課長が言ったように地域のコミュニティーセンターみたいな形で建築されたので、教育法で言うような使われ方をするという形の施設ではないと思います。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

座間味村にはそういう社会教育をするそういう場所、本来で言う公民館というのはないということではないですか。

○ 議長（宮平喜文）

垣花 健教育長。

○ 教育長（垣花 健）

公民館法という公民館は、残念ながらございませんが、違った施設ではありますけれども、阿真のほうに交流センターというのはありますよね。それが社会教育施設の一つであります。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

そのところをちょっと整理してもらいたいというのがあって、やはり地域の区長としてはやはり区民が自由に使える場所というのがほしいんです。管理を例えば区に任せていただければ区がやるし、逆にそのことによって、座間味村のその係の方の仕事がちょっと楽になるのか。いろいろ施設がありますよね、歴史文化から、先ほど言った阿真のそういう施設、いっぱいあるので、できれば住民に開放して運営をしたいというのがあります。健康づくりセンターの施設もあるんですけども、あそこもほとんど使われていないような感じで今あるんですけども、実際に管理者もいないということでもあります。住民が自由に使える施設がほしいということです。そしてそこで社会教育としてやっていただければいいと思います。

それでもう一つお聞きしたいのは、教育委員会では、以前社会教育主事という方が、県から派遣されていました。今はそういう制度はないんですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力教育課長。

○ 教育課長（松田 力）

社会教育主事ではなくて、派遣指導主事です。社会教育主事はすみません、私が持っている資格でございます。派遣指導主事に関しましては、要望したら当然、配置されることとなっておりますが、その中で今、教員不足もある中、それをきれいに県のほうに要望して配置されるかというところはまだ決まらないと思うんですが、そうなったときにこの職員の定数の管理とか、職員の人件費の問題等がいろいろ出てきますので、それが必要と感じたらまた、村長部局とも調整が必要となっております。教育委員会のほうが、沖縄県の教育委員会のほうにも要望としては、県の負担でどうにか派遣指導主事を離島に置けないということは要望はしております。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

自分が婦人会活動しているときも、その主事あと「くじら文庫」を設立したときも、この主事の方に大変お世話になりました。やはり教育委員会はもちろん、子供たちの教育大事です。でも生涯教育として島の人たちのある程度、あのときはすごく活発でいろんなものをつくったりとか、楽しかったです。でも今はそういう機会が全くないという中で、コミュニティーの使い方もそうなんですけれども、ぜひまみのコミュニティーセンターを、そういう生涯教育の場所として位置づけて、管理運営を地域に任せたいと思っています。よろしくお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

御提案ありがとうございます。先ほどからうちの総務課長、そして教育委員会部局からも説明がありまし

た。いわゆる法律上でいう「公民館」ではないですよというのを、まず御理解をいただき、そういった状況の中で今、私たちが施設の管理運営をさせていただいております。ですがせっかく又吉議員のほうからも御提案がありましたので、これからの議会の中でも公民館と、一般的に座間味村で言っている集会施設等々含めて、管理の仕方あるいは使用の仕方というのも、この場を含めて議論を深めさせていただければいいのかなというふうに考えておりますし、教育委員会のほうでも考えていると思いますが、そういった文化的な活動をコミュニティーセンターだからできないということではございませんので、そこはまた教育委員会のほうにも頑張らせていただきながら、既存の施設を有効活用して、補助金をもらって新たに公民館をつくるということではなくて、既存の施設を活用しながらいろいろな教育活動的なものもしていただければいいと思っておりますが、しっかりとお互いで議論をしていく中で、この集会施設のあり方、管理の仕方というのも議論を深めさせていただければありがたいというふうに思っています。これからもよろしくお願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

そうですね。やはりいろんな今、いろんな方が移住してこられて、やはり島の文化というのを引き継がないといけない部分もすごくあるので、横のつながり、地域の人たちのつながりというのをやはり大切にしたい。それにはいろいろな集会、もちろんお勉強する場所、子供たちの場所。あと1人でお暮しの男性なんかは食事がままならないので、そういうのを食事提供したいとか、いろんな話が出るんですけども、やはりネックは場所の問題であります。ぜひ前向きにコミュニティーセンター、また公民館の使い方をもう一度、みんなで議論していただきたいと思います。教育委員会も予算の中に「公民館」というのがありました、「これ何だろう」というのが最初の発端でした。ぜひ教育委員会も生涯教育のほうでぜひ皆さん、地域の人たちにいろんな情報を提供していただきたいと思っています。よろしくお願いします。

続きまして美ら島パトロールについて、区長になってから3年、年に2回に美ら島パトロールに参加しました。集落内に放置されたままの粗大ごみや電化製品、なかなか所有者が特定できないものや、産業廃棄物らしきものもいろいろありました。その都度、パトロールで役場の方が指摘されている。勧告されていると思うんですが、いろいろ苦勞もあるかと思います。現状と課題を教えてください。よろしくお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

要改善リストをお配りしております。コロナの影響で2年間未実施となっておりました美ら島パトロールですが、指導員の皆様の御協力を得ながら、今年度は6月と12月の2回、無事に実施することができました。成果としましては、集落内や港湾、道路、また空き地で廃車や廃船の放置、家電の不法投棄、産業廃棄物の放置、また草刈りが必要な場所など、観光地として見苦しい箇所がないかの確認を行うことができています。これまでに長期間放置していた廃車や廃棄家電等を速やかに処分した方、また自宅敷地内に乱雑に物が置かれ、清掃されていなかった方が片づけに励んでいるなど、改善につながった事例も多く確認しています。課題としましては、粗大ごみや家電の不法投棄については、証拠をとることが課題となっております。対策としては監視カメラの設置を検討しています。その他の廃棄物については、長期間放置している理由に、処分費用がないため、一時置きをしていると回答されている原因者を数名、把握しております。本当に予算の確保が難しいのか。ほかにも理由がないのか。見極める必要があると考えています。また、個人有地に置いてあるので、問題ないのではないかといった、村の環境美化の取組に御理解をいただくことが難しい方もおります。いずれにしても改善につながるよう話し合いを続けてまいります。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

このパトロール、本当に私はいいことだと思います。それで例えば、先ほどおっしゃっていた処分したくても経済的にできない人もおられるのではないかと思います、離島ゆえにさらにその処分代は高額で、しかし長年そのまま放置すると朽ち果てて、所有者もわからなくなると思います。最終的に先ほどのように村の負担になると思います。

そこで提案なんですが、処分撤去の貸付制度をつくったらいかがでしょうか。村は以前に各世帯に下水道の配管工事を推進するのに、高額な工事費に対して村で貸付制度をつくりました。自分も利用したのですが、月々の分割の返済でとても助かりました。やはりすごく費用がかかるというのもあるし、処分したくてもできない方、そういう方がいるのではないかと思います。そして各自の責任で処分するようにしたら、やはりその放置、悪質な放置とか、そういうのもなくなるのかなというふうに考えています。そんな貸付制度を、撤去処分に対しての貸付制度というのはいかがでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

御提案ありがとうございます。処理費用については、廃棄物を所持していた方が負担するものと考えます。まず面談をして、実態調査を行った上で、協議をしていきたいと思っています。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

こういう貸付、村の独自の貸付制度というのはいないんですか。つくれないんでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

他の地方自治体におきまして、そういう事例があるかどうかというのは確認しないとわからない部分もございしますが、少なくとも先ほどお話をされた下水道の引き込みに関する貸付、これは下水道法というのがございまして、下水道法の中で、下水道が供用開始したら、その供用開始した地区は3年か、5年、すみませんちょっと曖昧ですが、以内に接続をしないといけないという法律で、努力義務規定が書かれておりまして、それに基づいていろいろな条例があります。下水道の接続に関しては、10万円以内でできるというのは、ほぼあり得ない状況で相当な高額な金額がかかる。国の施策として環境衛生を整えるために下水道をつくっているのですから、そういったものを促進するための貸付基金条例というのをつくったのが座間味村でございまして、この下水道の貸付基金条例というのは、他の自治体にもございました。ただ何年以内に接続しないといけないということでもありますので、新規の供用開始の地区がない座間味村においては、この条例は既に廃止となっているところでございます。

先ほど、住民課長からも話がございました、この一義的にはこの廃棄物を出した方が、しっかりとやっていただくというところがまずは必要だというふうには考えておりますが、他の地方自治体にそういった事例がないのか、座間味村でこれを導入する必要性があるのかというのは、しっかりと研修をさせていただいて、またお答えできればというふうに思っています。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

そうですね。実際に船舶なんかも放置されたままありますので、そういう主は今はわかるんですけども、この主がいなくなったりとかしたり、また村の負担になる。いる間にそういう貸付、もちろん保証人までつけてきちんとした貸付をしないといけないとは思いますが、そういうやりたくてもできない方もいらっしゃると思うので、ぜひそういうことができるようにちょっと考えていただきたいと思います。

そしてもう一つ、提案ですけれども、産業廃棄物の処理についても、本来それは本島の産業廃棄物の業者に持っていかないといけないのですが、大きな家の解体等は、それが工事代も含めバージで排出することができますが、例えば事業用の冷蔵庫とか、産業廃棄物になるんです、この事業用の冷蔵庫は。家電リサイクルには当てはまらない。個人で廃棄するのが大変な場合もあります。逆に新しくできた処理場で一時保管していただいて、もちろん廃棄料、料金を取ってです。保管していただいて、数が集まった時点で本島の産業廃棄物の業者に村で出せるような、そんなシステムをつくってほしい。そうなると住民はそのリサイクルセンターができることで、そういうことができたらいいなというのを思っています。島から物を出す。もちろんごみが出ないようにしなければいけないんですけども、どうしても出さなければいけない。買い替えなければいけないというときに、家電リサイクル法では適用できない、そういうものを何とか、一時ストックして、村が出してくれる。そんなシステムもできないかなと思っています。どうでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

地元の事業者でも、廃棄物を処理する資格を持っている建設業者が1件あるのは承知をしておりますし、大きな、考え方とても違うかもしれないですけども、こういう発想もあります。例えば、事業系のごみは、座間味島の場合、「事業系のごみは、ごみステーションに置かないでください」「残飯も持ち込んでください」と、これは事業系ですからということなんです。そういったことも含めて考えたときに、どこまで行政が、どれだけのお手伝いをするかというのは、もしかしたらどこかで線引きをしないといけないのかなというふうに私は考えております。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

時間がないので次にいきます。先日、阿真ビーチの横でサップ業者のカヤックがありました。これ写真のとおりビーチにそのまま放置されています。放置されているというか、並べられています。事業をされる方はこれは財産だと思うんです。みんなダイビング業者もそうですけれども、みんなそれぞれ財産を持って仕事をするんですけど、やはりこういう状態は、美ら島パトロールのときに見たんですけども、よくないと思うんですけども、石垣、西表のほうでも、そういうサップとかカヤックの置きっ放し等々がありますので、ぜひこれも指導してもらえないかと思っています。いかがでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

今の件につきましては、所有者が阿真区になりますので、所有者が指導すべきと認識はしております。代表と面談を行った際に、「阿真区の了解は得ている」とのことでしたが、長期間置かれている状況にあるため、適正に保管するよう今後も引き続き協議してまいります。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

座間味村には艇庫というのがあります。そこに保管するとか。置きっ放しではなくて、やはり業者としてはちゃんと保管するようにしないと、今後こういう新しい業者がどんどん増えるのではないかとこのも懸念しています。ぜひ今でどういう方向、このサップをそういうふうに置きっ放しにするのか。やはりそこは指導してほしいというのがあります。なので美ら島条例にしても、やはり公共の場に阿真区の土地とおっしゃっていましたが、その阿真区が許可したらじゃあそこに置いていいのかというのちょっとどうなのかなと思って、やはり公共の場というふうに見るのか、だったら阿真区で艇庫をつくるというような形、そのまま置きっ放しというのは、やはり夏から冬に一年間、ずっと置き放しというのはおかしいというふうに思います。指導をよろしくお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

御意見ありがとうございます。先ほど石川課長が申しましたように、あそこは阿真区の土地になっております。私はあちらにサップが置かれているのは、乱雑であればやはり見ていて「放置されている」という気持ちはあります。ただ阿真区が今日しているという先方の代表者の方のお話だったので、そのところは乱雑に置かないできれいに整理されていて、見栄えがよければビーチのそばでするので置いても、わざわざ艇庫をつくる必要はないかと思えます。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

見栄えがよくというのが、ちょっと私はわかりません。やはりビーチですから物がいろいろ、例えばじゃあパラソルを置いていいのかとか、自転車をそこにずっと置いていいのかとか。そういう問題になると思えます。きれいに整頓すれば、自転車はそこに置いていいのかという形になると思うので、やはりきれいに置いてあるから、阿真区が承認したからこれはいいというのは、村としてどうでしょう。阿真区に指導するとかはできないんですか。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

分かりました。阿真区の管理ということで、阿真区長のほうに一度聞いてみます。やはりきれいなビーチなので景観、美ら島条例に則さないのかなと、自分は思ったので、今回の質問を出しました。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

これにて、又吉文江議員の一般質問を終わります。

延長宣言をいたします。本日の会議時間は5時までですが、協議等が長引き時間内に日程を終えることが難しいため、あらかじめ延長を宣告します。

引き続き、一般質問を行います。5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

よろしくお願いします。心は明日に向かっていたので。ちょっと気が抜けて、明日どうしようかなと。帰ってからまた練り直そうかと思っていたんですが、延長なら延長で。では今日、明日、あさってよろしくお願いします。

1番目、慶留間地区の防災無線設備の増設についてですが、これは議会でも総務課長には何回かいろいろと話をしているんですが、慶留間地区の防災無線設備は、集落南側、一番南公民館のそばに設置されていますが、北側の村営アパート付近、放送が明瞭に聞き取れないので、これを改善、増設お願いできないか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

宮平壮一郎総務課長。

○ 総務課長（宮平壮一郎）

防災無線の聞き取りづらいという件につきましては、過去の議会でも取り上げられました。たしか当時は財政面の問題で、村内放送聞き直しダイヤル0120のほうを聞いて活用をお願いしているのも広報紙等で、住民への周知をこれまで図ってきた次第でございますが、今回の増設については、実は本施設、確か平成24年、25年にかけてつくってきております。設置が10年が経過して、現在の無線LAN、無線設備の関係設備が実は製造期間を終えて修繕用の備品等もストックがない状況となっております。既存施設の修繕につきましても、保守業者が他で使用して買い替えをした機器を廃棄せずにストックしていただいて、そのストック品から今我々が修繕があった場合には充てているといった現状となっております。このことから現在使用の放送機器での増設は難しいと考えております。しかし将来、大規模修繕、買い替えが間近に迫っておりますので、そういった際に検討をして増設を図るか。そのときに検討させていただければと。ちょっとまた数年かかるとは思いますが、そのときに調整をさせていただければと思います。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

以前も同じようなことを聞いたんですが、聞き逃しダイヤルなんですが、これタイムラグ、放送終わってから電話になるまで、時間はどのぐらいですか。前に聞き逃してダイヤルかけたら、前の放送内容だったので、そういった面が最新のが聞こえなくて、しばらく待たないとこれも聞こえないと。だけど聞こえるのはこの1放送だけです。その前のものも聞こえない。もし聞いていない放送があれば、前の情報もわからないわけです。だから聞き逃しダイヤルもいいんですが、いわゆる一番最近の情報しか聞けない。いいことなんですが、やはりもう一つ前のも聞きたいというのがあって、ちょっと困っているというか。「いや、今何だったかな」というのを、「この内容ちょっと違うな」というのがあるんです。その辺どうお考えですか。

○ 議長（宮平喜文）

宮平壮一郎総務課長。

○ 総務課長（宮平壮一郎）

確かに聞き逃しダイヤルでございますが、タイムラグがございます。私もこれは認識しております。それで最新の放送がされると、前回の放送が聞こえないといったことで、そこも認識しておりますが、今できる最善の機器は、こちらの機器ですので、これを修繕とかというお話ではないと思いますので、また何かあった場合には役場のほうに電話を入れていただいて、直接防災担当に聞いていただくというのが今の手でございますが、しっかりと検討して賜って、次回は自宅用に設置するやつが聞き直しダイヤルと何回までできるという機器もございますので、次回やるときはそういった御意見を踏まえて、また入れるようにそこも担当のほうとも伝えて進めてさせていただければと思います。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

やはり聞き逃しダイヤルで、「今のは何だったのか」と役場にかけて、職員に余計な手間をかけさせるのもあれでかけないんです。しばらく待ってから「さっきのは何だったかな」というのがあってやっているんですが、話を変えますが。障がい者、高齢者等の個別に入れている施設がありますよね。あれは座間味村で何世帯、全域で何世帯入っていますか。

○ 議長（宮平喜文）

宮平壮一郎総務課長。

○ 総務課長（宮平壮一郎）

申し訳ございません。ただいま手持ちの資料がございませんので、追って確認のほうをさせていただきます。この件については、以前お答えさせた経緯がございますので、そこをちょっと調べさせてお時間をいただければと思います。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

これ渡名喜村は全世帯入っているんです。それも居酒屋にも入っているんです。この間、渡名喜の議長に聞いたら、「これは何の予算でできているか」と聞いたら、「大分前なので、自分分らないけど防衛予算なのか」と言っていた。座間味村は防衛予算がないから、どうしたものかなと思ったんですけども、これに対しては古くて、新しい設備がないとかないんですか。もしこれが一括交付金であるべきだったら、座間味村全世帯に配布できないか。伺います。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

宮平壮一郎総務課長。

○ 総務課長（宮平壮一郎）

お答えします。ただいまの機器につきましては、平成25年に設置した小型の受信機、シルバーのやつだと思います。この機器については、実は先だって高齢者のほうの希望者を募って、それで何百台という形で設置のほうはさせていただきました。この機器についても製造期間が過ぎているということと、また現時点

で製造しているかというのが不明でございます。我々としては、この施設、今後買い替えして、新たに全世帯に入れることも必要じゃないかということで、担当とはお話をさせていただいております。現時点でまた一括交付金で追加で、この受信機を戸別につくって、また新たに補助金をいただいて配布できるかというのは非常に、今の時点ではお答えができないと思いますが、ちょっと内々でも調べさせていただきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

わたしもちょっと家電メーカーにいたので、古くなって部品対応できないのはどうしょうもないんですけども、ではこれはわかりました。新しい機器で全世帯の配布。希望は持てたんですが、その前に同僚議員からQABのデータ放送を活用したらいいかという話があったんですが、契約のあれでお金がかかると。これ年間いくらなのか。これは聞いたことはありますか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

QABのほうから私のほうに話しをいただいたんですが、もう4年前にお試しでちょっとだけさせていただきました。なかなか利用勝手が難しかったということもあって、個別の無線機のほうがいいと思いますが、見積もりも一般的な見積もりをもらったんですが、四、五年前のお話でございまして、今手持ち資料としては持ち合わせておりません。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

1年なるか、ならないかですけど、一度QABのデータ放送、座間味村も試験放送していますと。ということで見たら、「情報ありません」と載っていたので、せっかく試験放送だから、ただでそういう情報が出せたのではないかと思いますけれども、たまたま私、テレビを友達からもらって、これが沖縄市の設定になっていて、したら沖縄市の情報、地元のデータ放送が出るんです。これ考えたら、那覇とか沖縄本島の人が島出身の人がQABが映るところ。初期設定で座間味村に設定する、座間味村の情報がみんなこれから、座間味村がやれば、いわゆる台風とかの電話で待たされるよりも、データの画面で見れるわけですから、それをまたその日のうちの何項目もデータが入れられるわけです。先の聞き逃しや配信みたいに1回しか聞けないんじゃないくて。データとして文字として出せますから、地元でも、テレビが映れば嵐で放送が聞けなくても、テレビで見れるわけです。画像として文字として。だから非常に新たに新しい機械を導入して大金をかけるよりは、これのほうで年間契約してやったほうが便利でいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ケーブル試しにやったんですけども、例えば船の運航に関しましても、ネット村民に対する告知があったりとか、あるいはホームページでの告知をさせていただいたりとか、いろいろな一つの媒体だけではなくてさせていただいているところがございます。この入力等に関しましても、職員がしないといけなかったりとか、いうことを考えますと、ホームページ用があります。私としては今の老朽化した放送機器を回収して、

新しいものに取り替えて、そのときに全戸配布ができるような個別受信機を入れるのか。そういったところにシフトしていったほうが、情報の取得としては早いというふうに考えております。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

ありがとうございます。機器の入れ替えを待つと。実際今、慶留間の現状に戻すんですけど、やはり北側にも聞こえるように、ちょっとボリュームを大きく、公民館周辺の方々は「うるさい」という声も聞かれます。だけど北側の方にも聞かせたいということでボリュームを大きめにしていると思います。だからその辺も非常に苦情が、全部が全部じゃないけど、何人からやはり「朝はうるさい」とか、平日だったら出勤とか、学校とかあるんですけども、休日の休みのときに、8時にいきなりキンコンカン鳴ると、うるさいという話も聞きますので、これは早めに改善をして、もう何年も前から言っていますので、防災無線非常に重要です。この間、NHKでも南海地震やっていましたので、やはりそういう台風も多いですので、防災無線を早めに特に慶留間区北側の難聴地域には、早急な改善をお願いいたします。

次に、慶留間港の港湾整備についてであります。慶留間港のスロープ、船の上げ下げする設備が損傷がひどく、船舶の上げ下ろしに支障が出ている。早期の改善を望みたいんですが、回答をよろしく願います。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

お答えします。慶留間港のスロープの損傷につきましては、私把握しております。県港湾課より毎年、市町村へ修繕要望事項等の文書が送付されてきます。その辺も利用して、早期の改善に向けて要望していきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

何回か、何年前か、特殊なモルタルを入れてよかったんですけども、やはり今はなくなっています。これをやっても同じ繰り返しですので、課長はよくわかる。自分も経験していると思いますけれども、いわゆる浜側のスロープの端に波除堤、結局西側から来る波で土砂と砂がこのスロープに流れ込んで、それを削っていくんです。これ水だけでなく、平板自体が削れてごつごつしているんです。だから幾らこつちを溝を直しても、台風でこの砂でワイヤーブラシで削っているような状態でやります。その砂が今度は船溜まりに溜まって、船溜まりも5年に1回、ユンボでまた掘って、船が座礁しますので、それを繰り返してちゃんと今ビーチで子供たちが泳いだり、学校の水泳教室、海開きもこつちやっています。だからいわゆる砂の流出、ビーチの砂の流出を防ぐ、桟橋、港のスロープの損傷も防ぐためには、やはり波除堤かテトラでも、何か砂と波を防ぐような対策をしてもらいたいですけれども以前、南部土木事務所の課長が大名行列みたいに10人くらい来ていたんですけども、要望したんですけども、通っていない。もうあれから何年かなるんですけども、もう一回、要望を課長お願いできますか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

損傷場所とですね。今おっしゃったとおり波除堤を行うか。それとも滞っておくのか。その辺を県と調整

して要望をしてはおります。

○ 議長（宮平喜文）

5 番 中村秀克議員。

○ 5 番（中村秀克議員）

ありがとうございます。いまで波除堤の考え、あまり持っていないくて、今原因を探ればやはり、あそこの波と砂をスロープを洗い流すようなことを止めれば、多分ビーチも保てるし、スロープも新たな修繕工事やっても損傷もないと思いますので、これはよろしく願いいたします。

栈橋の先の波除堤や入札が落ちなかったと。あれから2年ぐらいなるんですけれども、現状はどうなっているんですか。流れたんですか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

慶留間港の波除堤の件なんですけれども、私も施政方針を作成する中で、南部土木事務所に確認したところ、令和5年度も予算化できないというふうに回答をいただいております。

○ 議長（宮平喜文）

5 番 中村秀克議員。

○ 5 番（中村秀克議員）

分かりました。じゃあこれは先に、スロープの波除堤から先にしたほうがいいんじゃないかと。それはあまりお金はかからないはずですから、あそこも必要ですけど、今必要なのは、船揚げるとき、課長はよく自分でも経験していると思いますけれども、やはり勢いつけて揚げないと溝にタイヤがはまってしまって、身動きできない状態が何回もありますので、その時に勢いをつけないと、勢いをつけるとその溝にバウンドして、船が船台と衝撃があるという。船も痛みますので、その辺から早く直してほしいと思います。それは以上です。

次に、村職員の確保についてです。日本海に浮かぶ離島村、栗島浦村では職員の流出に対して新たな雇用が追いつかず、定数の半分になり、新潟県と対応を協議しているが解決策が出ない状況であると。村長は二、三年で建て直したいと・・・とあるんですが、これはたまたまニュースを見て、これフェリーの県人会のあれで村長も一緒に行って、非常に印象的な島で「職員が足りないのかな」と思って、いろんなネットを探してみたんですけれども、人口も350人ぐらいで、うちの半分以下なんですけれども、やはり定数17かな、島によっては18人というところもあるんですけれども、去年の7月現在で14人、今年の1月末には9人になると。これ12月の新聞ですから、もう今は9人になったかどうか、わからないんですけれども、総務課長が県から出向で、期限付きの出向で来ていると。これはいわゆる未来の座間味村、今先ではないですけれども、対岸の火事と捉えず、先んじて先の人口対策と似ているんです。対策する必要があるんですが見解を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

宮平壮一郎総務課長。

○ 総務課長（宮平壮一郎）

ただいまの栗島浦村の職員の件については、私もニュースを見て、災害級の事態であるという報道を見させていただきました。このことから同じ離島ということもあって、対岸の火事では、今中村議員がおっしゃるとおり同感でございます。本村としましても、やはり正直、職員の確保には非常に苦勞しているところではございます。近年は若い職員の早期退職、また再任用職員においても65歳までは務める方もいる中で、

現在も職員数は欠けているといったのが現状でございます。一応は本村としまして、これらを解決するために職員確保のため、採用試験時の年齢制限の見直し、また公務員宿舎の建築8棟行って、また選考採用、そういったことも実施して、課長級の確保に努めてまいりました。さらに本年度におきましては、沖縄県離島村の採用合同試験、1町8村で行いましたが、そちらへも参画をして、今回6名の新採用を確保したところでございます。また新たな手立てとして、今回実は介護広域のほうへ2か年間の派遣級のこともございました。これにつきましても前回の条例、出させていただいて、任期付き条例、先月の臨時議会で可決をいただいて、早速本島で面接試験もして、実は今日が可否の発表の日なんです、1名うまくいい職員の確保ができたのかなと考えております。そういった形で確保には努めているところです。

しかしやはり同じ離島同士、非常に厳しいものがございます。そこで新たにまた次回の審議事項になると思いますが、本村の採用職員の今では村内よりは村外、県外、県内から来られる方が多くなっておりまして、そういった方々に引っ越し費用、飛行機賃等も含めて支援金ということで、そういったのを制度を準備して、他市町村にはない得点といいますか。差別化を図っていこうと。そういった取り組みも今やっております。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

ありがとうございます。座間味村定数条例では、これはネットからホームページの議会事務局1人、村長事務局33人、その他職員17人、海事職なのか。別だな。教育委員が4人ということで、よろしいですか。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

宮平壮一郎総務課長。

○ 総務課長（宮平壮一郎）

ただいまの定数でございますが、実は令和3年4月1日に改正させていただいて、その月の定数条例は64人となっております。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

これは船舶も含めて。

○ 議長（宮平喜文）

宮平壮一郎総務課長。

○ 総務課長（宮平壮一郎）

海事職につきましては、22名の定数を含んでの数値でございます。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

単純計算で42人。これが座間味村が半減になると20人弱。すごい厳しいですね。だから粟島浦村の役

場も相当きついと思いますが、りゅうぎんの総合研究所によると、県の人口が去年をピークに今後、減少に転じる見込みであるという。そういうことは、座間味村もおのずと最近では900人前後で推移をしてくるんですけど、今まで人口減少がずっと続いていた。日本においても沖縄県はずっと増加していたんですが、沖縄県も去年がピークらしいので、それは座間味村も影響を受けると思います。

これは粟島浦村では30年前ということは、平成5年に9割の職員が島の出身者だったと、今は2人しかいないと。あと村外から来て。だけど島外出身者は大体3年で辞めるケースが多く、新たな雇用が追いつかないと。令和4年7月で10人、令和5年1月末で9人になるということで、座間味村もいわゆる30年前、平成5年は1,000人を超えていたわけです。それが95年2,000人、2005年までは1,000人を超えて、5年とびですけど。2010年からぱたんと900人と減っていると。将来2060年では、座間味村は450人になると予想されています。その辺を考えると、ちょっと粟島浦村も他人事ではないと。これには島外出身者が、島の人が来ないということは、島外から採らざるを得ない。島外出身者が悪いのではなくて、島外出身者は来るときからハンディを持っているわけです。いわゆる生活習慣とか、いろいろと家があるか。今村でも職員の宿舎も確保しているんですが、これがバランスが崩れてくると。家がない可能性もある。地元出身、生まれ育ちは本島でも、親の実家があるとか。そういうところを入れる。自分もIターンで来ているわけですから、だから島外出身者はおのずと最初からハンディを持ってきたので、やはりその辺で骨を埋めるまで島にいるかという、ちょっと疑問。だからせめて「定年まではどうにか勤務してくれ」という状況でやっていかないと、人口も減るし、役場の職員も減ってしまったら、いわゆる行政が立ち行かないということで、これは喫緊の課題としてまだ5年、10年はあると思うんですが、この辺は対策といたら一緒に粟島浦村に行った村長として、ちょっとしのびないので見解をお伺いしたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

粟島浦村長が変わりまして、新しい村長になりまして、同じ宿場で、東京では仕事をさせていただいております。いろいろな話を聞く中で、本当に大変だなということでございますが、一義的に座間味村の前に、全体的な話をさせていただきますと、もちろん人口増加を続けてきた沖縄県ではございますが、沖縄県でも離島過疎におきましては、北部地域含めて既に人口減少が始まっていたんです。そういった現状があり、日本国全体としても人口減少をしている。それに対してどうするかという話なんですが、まずは先ほど西田議員からの質問にあったとおりの考え方の方針の下、人口ビジョン、人口増加の計画を立てるといって、各種施策を打っているところです。一方では国のほうでは、既にそこに対する危機感を持っておりますので、定年、地方公務員、国家公務員も、公務員の定年の年齢の引き上げが次年度から始まることになりました。3段階にたしか分けてだったかと思いますが、61歳の誕生日で、定年が65歳まで。要は公務員をしっかりと確保することは、新たな公務員を確保することも大切なんですが、現状で頑張っている公務員の皆さんにもうちょっと頑張って働いてもらえませんか。これは法律で決まりましたので、座間味村も今回の条例改正の中でも出させていただきます。定年の年齢を引き上げることで、まず職員の確保をしつつ、先ほど西田議員の質問にもお答えしたとおり、人口増加につながるような各種施策をする。あるいは産業の振興による住んでみたいと思われる魅力ある村づくりを、皆様方がおっしゃるように頑張ってやっていくことが、まず重要だというふうに認識をしております。

先ほど、課長からもございました。それ以外にも、座間味村に対する職員の募集に関しても、なかなか集まらない状況がありましたので、沖縄県の離島自治体が一緒になって一つの試験会場で大きく募集をかけて

やったところ、今年度に関しましては、幼稚園職教諭を含めて5人の採用が内定をしております。この5人につきましては、今のところ辞退者がいないというふうに聞いておりますので、そういったことも含めていろいろな角度から、いろんな施策の中で職員の確保、プラス人口の増加につなげていくような仕組みをつくっていくことが大切だと思っておりますので、引き続き、しっかりやってまいります。あとは議員の皆様方にもいろいろとお願い事もあろうかと思っておりますので、そのときはよろしくお願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

ありがとうございます。この新聞報道、ある専門家、名前は分からないんですけども、大学教授なんですけれども、「人口減少が深刻化する中、全国の特に地方の自治体でも、同様のことは起こり得るということ」を肝に銘じて、我々議会も村長はじめ職員が将来の栗島浦村にケチをつけてはいけない。そういう事態が起こらないようにみんなで努力をしていこうではありませんか。終わります、ありがとうございます。

○ 議長（宮平喜文）

これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

引き続き、議事日程の審議を行います。

日程第7．議案第6号 令和4年度座間味村一般会計補正予算（第10号）から議案第13号 座間味村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてまでの提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

議長、休憩をお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

それでは、議案第6号から議案第13号まで、まず最初に説明をさせていただきますが、去る全員協議会の中で詳細につきましては説明をさせていただいております。かがみのみの読み上げとさせていただきますことをお許してください。

議案第6号

令和4年度座間味村一般会計補正予算（第10号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和5年3月8日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和4年度座間味村一般会計補正予算（第10号）

令和4年度座間味村一般会計の補正予算（第10号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ156,959千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,348,571千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和5年3月8日

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 村 税		88,271	5,164	93,435
	1 村 民 税	35,372	2,095	37,467
	3 軽自動車税	3,887	370	4,257
	4 村たばこ税	4,054	△392	3,662
	5 法定外目的税	5,000	3,091	8,091
3 利子割交付金		34	△16	18
	1 利子割交付金	34	△16	18
4 配当割交付金		119	75	194
	1 配当割交付金	119	75	194
6 地方消費税交付金		18,782	5,023	23,805
	1 地方消費税交付金	18,782	5,023	23,805
7 法人事業税交付金		1,163	246	1,049
	1 法人事業税交付金	1,163	246	1,049

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 自動車取得税交付金		430	288	718
	1 自動車取得税交付金	0	8	8
	2 環境性能割交付金	430	280	710
10 地 方 交 付 税		933,790	159,742	1,093,532
	1 地 方 交 付 税	933,790	159,742	1,093,532
12 使用料及び手数料		76,619	△4,814	71,805
	1 使 用 料	76,650	△4,501	66,149
	2 手 数 料	5,969	△313	5,656
13 国 庫 支 出 金		246,508	△4,855	241,653
	1 国 庫 負 担 金	31,155	△361	30,794
	2 国 庫 補 助 金	213,955	△4,494	209,461
14 県 支 出 金		266,228	△6,011	260,217
	1 県 負 担 金	15,635	△46	15,589
	2 県 補 助 金	219,481	△9,173	210,038
	3 県 委 託 金	31,112	3,208	34,320
16 寄 付 金		1,001	500	1,501
	1 寄 付 金	1,001	500	1,501
19 諸 収 入		10,212	1,617	11,829
	4 雑 入	9,947	1,617	11,564
歳 入 合 計		2,191,612	156,959	2,348,571

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		32,873	△208	32,665
	1 議 会 費	32,873	△208	32,665
2 総 務 費		457,547	172,467	630,014
	1 総 務 管 理 費	401,984	174,472	576,456
	2 徴 税 費	24,559	△1,038	23,521
	3 戸籍住民基本台帳費	24,553	△950	23,603
	5 統 計 調 査 費	35	△17	18
3 民 生 費		179,203	△645	178,558
	1 社 会 福 祉 費	124,647	356	125,003
	2 児 童 福 祉 費	54,527	△972	53,555
	3 生 活 保 護 費	29	△29	0

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛 生 費		447,732	△8,754	438,978
	1 保 健 衛 生 費	104,921	△7,548	97,373
	2 清 掃 費	342,811	△1,026	341,605
6 農 林 水 産 費		64,602	△1,851	62,751
	1 農 業 費	24,893	△1,000	23,893
	2 林 業 費	18,189	△969	17,220
	3 水 産 業 費	21,520	118	21,638
7 商 工 費		140,466	△7,336	133,130
	1 商 工 費	140,466	△7,336	133,130
8 土 木 費		127,187	△1,527	125,660
	1 土 木 管 理 費	20,130	△180	19,950
	2 道 路 橋 り ょ う 費	13,639	△595	13,044
	3 河 川 費	5,999	△516	5,483
	4 港 湾 費	14,612	330	14,942
	6 住 宅 費	11,942	0	11,942
	7 空 港 費	26,688	△566	26,122
9 消 防 費		65,642	△212	65,430
	1 消 防 費	65,642	△212	65,430
10 教 育 費		451,808	△15,716	436,092
	1 教 育 総 務 費	75,994	△3,701	72,293
	2 小 学 校 費	289,151	△3,444	285,707
	3 中 学 校 費	11,403	△5,690	5,713
	4 幼 稚 園 費	38,228	△1,809	36,419
	5 社 会 教 育 費	3,472	△699	2,773
	6 保 健 体 育 費	33,560	△373	33,187
13 諸 支 出 金		78,529	20,741	99,270
	2 公 営 企 業 費	78,529	20,741	99,270
歳 出 合 計		2,191,612	156,959	2,348,571

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額(千円)
2 総務費	1 総務管理費	弁護士報酬料	4,943
6 農林水産費	1 農業費	農業振興地域整備計画策定業務	6,974
	3 水産業費	阿嘉島サンゴ種苗生産センター基本計画策定業務	4,147

款	項	事業名	金額(千円)
9 消防費	1 消防費	(一括) 座間味村防災体制強化事業	42,906
		座間味村地域防災計画更新業務	6,545
合 計			65,515

議案第7号

令和4年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和5年3月8日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和4年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

令和4年度座間味村国民健康保険事業特別会計の補正予算(第2号)は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,013千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ245,360千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月8日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		28,376	5,245	33,621
	1 国民健康保険税	28,376	5,245	33,621
10 繰入金		23,631	768	24,399
	1 一般会計繰入金	23,631	768	24,399
歳入合計		239,347	6,013	245,360

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保 険 給 付 金		167,318	6,013	173,331
	1 療 養 諸 費	132,424	5,245	137,669
	2 高 額 療 養 費	33,202	768	33,970
歳 出 合 計		239,347	6,013	245,360

議案第8号

令和4年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和5年3月8提出

座間味村長 宮 里 哲

令和4年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和4年度座間味村後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ617千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,672千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月8日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料		3,743	427	4,170
	1 後期高齢者医療保険料	3,743	427	4,170
6 諸 収 入		2	190	192
	5 雑 入	0	190	190
歳 入 合 計		9,055	617	9,672

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		8,758	617	9,375
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	8,758	617	9,375
歳 出 合 計		9,055	617	9,672

議案第9号

令和4年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第4号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和5年3月8日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和4年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第4号）

令和4年度座間味村航路事業特別会計の補正予算（第4号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,950,077千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月8日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業収入		1,702,498	△12,000	1,690,498
	1 運 航 収 入	1,631,189	△30,930	1,600,259
	3 営 業 外 収 益	67,467	18,930	86,397
歳 入 合 計		1,962,077	△12,000	1,950,077

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 運 航 費 用		579,343	△12,000	567,343
	5 燃 料 潤 滑 油 費	239,156	△12,000	227,156
歳 出 合 計		1,962,077	△12,000	1,950,077

議案第10号

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

職員の定年等に関する条例（昭和58年座間味村条例第7号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年3月8日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

地方公務員法の一部を改正する法律の改正に基づき、本条例を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

条例第3号

職員の定年等に関する条例

職員の定年等に関する条例（昭和58年座間味村条例第7号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条―第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢性（第6条―第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）

第5章 雑則（第14条）

附則

第1章 総則

第1条中「第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項から第3項まで、第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改める。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を該当」を当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項について同じ。）（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて村長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「より」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「よる欠員を容易に補充することができないとき」を「よる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「ときは、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由」を「第1項各号に掲げる事由」に、「存しなくなった」を「なくなった」に、「その」を「当該」に、「て退職させることができる」を「るものとする」に改める。

第5条を削り、第6条を第5条とし、同条の次に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の「2第1項に規定する条例で定める職は、座間味村職員の給与に関する条例（昭和58年条例第1号）第10条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- （1） 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- （2） 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- （3） 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段

階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- （1） 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- （2） 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- （3） 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該機関内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、と害職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項

の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前の当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその勤務が当該短時間の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその勤務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（村を構成団体とする地方公共団体の組合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の2項を加える。

（定年に関する経過措置）

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度

（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以降に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

（勤務延長に関する経過措置）

第2条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前にこの条例による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、村長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた

当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員(第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行なうことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（村を構成団体とする地方公共団体の組合をいう。以下次項及び附則第6条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用す

ることができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設定されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその勤務が前項に規定する職と同種の職を占めている者としたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5条の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日の設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当

該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

議案第11号

座間味村職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例について

座間味村職員の育児休業に関する条例（平成4年座間味村条例第6号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年3月8日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

地方公務員法の一部を改正する法律の改正に基づき、本条例を改正する必要がある。

これが、本議案を提案する理由である。

条例第4号

座間味村職員の育児休業に関する条例

座間味村職員の育児休業に関する条例（平成4年座間味村条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

（3）職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第11条に次の1号を加える。

（3）職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督を占める職員

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 12 号

座間味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

座間味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和 2 年座間味村条例 41 号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 8 日提出

座間味村長 宮 里 哲

（提案理由）

令和 4 年の国の人事委員会の勧告に基づき、座間味村職員の給与に関する条例給料表改正に伴い、本条例との均衡を図るため、改正する必要がある。

これが本議案を提出する理由である。

条例第 5 号

座間味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

座間味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び第 2 並びに第 3 を次のように改める。

行政職給料表

給与表別表第 1

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級
	号 給	給料月額	給料月額
		円	円
	1	150,100	198,500
	2	151,200	200,300
	3	152,400	202,100
	4	153,500	203,900
	5	154,600	205,400
	6	155,700	207,200
	7	156,800	209,000
	8	157,900	210,800

9	158,900	212,400
10	160,300	214,200
11	161,600	216,000
12	162,900	217,800
13	164,100	219,200
14	165,600	221,000
15	167,100	222,700
16	168,700	224,500
17	169,800	226,100
18	171,200	227,800
19	172,600	229,400
20	174,000	230,900
21	175,300	232,200
22	177,800	233,800
23	180,300	235,400
24	182,800	236,900
25	185,200	237,900
26	186,900	239,400
27	188,500	240,700
28	190,200	241,900
29	191,700	243,100
30	193,400	244,100
31	195,200	245,100
32	196,900	246,100
33	198,500	247,200
34	199,900	248,100
35	201,400	249,000
36	202,900	250,000
37	204,200	250,900
38	205,500	252,200
39	206,700	253,400
40	208,000	254,700

再任用 職員以 外の職 員	41	209,300	256,000
	42	210,600	257,400
	43	211,900	258,600
	44	213,200	259,800
	45	214,300	260,900
	46	215,600	262,100
	47	216,900	263,400
	48	218,200	264,500
	49	219,200	265,600
	50	220,300	266,600
	51	221,300	267,800
	52	222,300	268,900
	53	223,300	269,900
	54	224,200	270,900
	55	225,100	272,000
	56	226,000	273,100
	57	226,300	274,000
	58	227,100	275,000
	59	227,800	275,900
	60	228,500	277,000
	61	229,200	278,100
	62	230,000	279,100
	63	230,700	280,000
	64	231,300	281,000
	65	231,900	281,500
	66	232,500	282,400
	67	233,100	283,100
	68	233,800	284,000
	69	234,500	285,000
	70	235,100	285,800
	71	235,600	286,600
	72	236,300	287,400

73	237, 000	288, 200
74	237, 600	288, 700
75	238, 200	289, 100
76	238, 700	289, 600
77	239, 300	289, 800
78	240, 000	290, 100
79	240, 700	290, 300
80	241, 200	290, 700
81	241, 700	290, 900
82	242, 300	291, 100
83	242, 900	291, 500
84	243, 400	291, 800
85	243, 900	292, 100
86	244, 500	292, 400
87	245, 100	292, 700
88	245, 600	293, 100
89	246, 100	293, 400
90	246, 600	293, 800
91	246, 900	294, 100
92	247, 300	294, 500
93	247, 600	294, 700
94		294, 900
95		295, 200
96		295, 600
97		295, 800
98		296, 100
99		296, 500
100		296, 900
101		297, 100
102		297, 400
103		297, 800
104		298, 100

	105		298,300
	106		298,600
	107		299,000
	108		299,300
	109		299,500
	110		299,900
	111		300,300
	112		300,600
	113		300,800
	114		301,000
	115		301,300
	116		301,700
	117		301,900
	118		302,100
	119		302,400
	120		302,700
	121		303,100
	122		303,300
	123		303,600
	124		303,900
	125		304,200
再任用 職員		187,700	215,200

行政職給料表（単労職）

給与表別表第1

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級
	号 給	給料月額	給料月額
		円	円
	1	136,200	187,400
	2	137,100	188,700
	3	138,100	190,100

4	139,000	191,300
5	140,000	192,300
6	141,000	193,800
7	142,000	195,200
8	143,000	196,500
9	143,800	197,900
10	144,800	198,900
11	145,800	200,200
12	146,900	201,200
13	147,700	202,400
14	148,700	203,500
15	149,800	204,600
16	150,800	205,700
17	151,900	206,600
18	153,300	207,700
19	154,500	208,700
20	155,700	209,700
21	156,800	210,600
22	158,000	211,700
23	159,200	212,800
24	160,400	213,700
25	161,500	214,600
26	163,000	215,500
27	164,500	216,200
28	166,000	217,100
29	167,400	217,900
30	168,800	219,100
31	170,300	220,100
32	171,800	220,900
33	173,100	221,500
34	174,800	222,500
35	176,500	223,600
36	178,200	224,700
37	179,900	225,200
38	181,300	226,300
39	183,000	227,400
40	184,500	228,400
41	185,800	229,200
42	187,200	230,200
43	188,500	231,200

再任用 職員以 外の職 員	44	189,900	232,100
	45	191,400	233,000
	46	192,700	233,900
	47	194,100	234,700
	48	195,500	235,400
	49	196,800	236,300
	50	197,900	237,300
	51	199,000	238,300
	52	200,200	239,300
	53	201,300	240,300
	54	202,400	241,300
	55	203,300	242,000
	56	204,400	242,700
	57	205,500	243,500
	58	206,400	244,400
	59	207,400	245,300
	60	208,400	246,000
	61	209,500	246,800
	62	210,400	247,600
	63	211,300	248,500
	64	212,200	249,200
	65	212,800	250,000
	66	213,600	250,600
	67	214,300	251,300
	68	215,000	251,800
	69	215,400	252,500
	70	215,800	253,100
	71	216,100	253,500
	72	216,400	253,900
	73	216,600	254,100
	74	217,000	254,500
	75	217,400	255,000
	76	218,000	255,500
	77	218,200	255,800
	78	218,700	256,200
	79	219,100	256,700
	80	219,500	257,200
	81	220,000	257,500
	82	220,300	257,800
	83	220,600	258,100

84	221, 000	258, 400
85	221, 500	258, 600
86	221, 900	258, 800
87	222, 300	259, 100
88	223, 000	259, 400
89	223, 400	259, 600
90	223, 900	259, 800
91	224, 400	260, 200
92	224, 800	260, 400
93	225, 100	260, 700
94	225, 500	261, 100
95	225, 900	261, 400
96	226, 200	261, 700
97	226, 500	261, 900
98	226, 900	262, 200
99	227, 300	262, 400
100	227, 700	262, 700
101	228, 100	263, 000
102	228, 500	263, 200
103	228, 900	263, 500
104	229, 300	263, 800
105	229, 700	264, 000
106	230, 200	264, 200
107	230, 500	264, 500
108	230, 900	264, 700
109	231, 100	265, 000
110	231, 500	265, 300
111	232, 000	265, 600
112	232, 400	265, 800
113	232, 600	266, 000
114	233, 100	266, 300
115	233, 600	266, 500
116	234, 100	266, 700
117	234, 400	267, 000
118	234, 800	267, 300
119	235, 200	267, 600
120	235, 600	267, 900
121	236, 000	268, 100
122		268, 300
123		268, 600

	124		268,900
	125		269,100
	126		269,300
	127		269,600
	128		269,900
	129		270,100
	130		270,300
	131		270,600
	132		270,900
	133		271,100
	134		271,300
	135		271,600
	136		271,900
	137		272,100
再任用 職員		193,600	204,700

海事職給料表

給与表別表第2

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級
	号 給	給料月額	給料月額
		円	円
	1	154,300	199,100
	2	155,300	201,300
	3	156,500	203,500
	4	157,500	205,700
	5	158,500	207,800
	6	159,800	209,600
	7	161,100	211,500
	8	162,400	213,400
	9	163,500	215,100
	10	165,000	216,600
	11	166,700	218,100
	12	168,300	219,600
	13	169,600	221,000
	14	171,100	222,300
	15	172,700	223,600
	16	174,300	224,800

	17	175,700	225,600
	18	177,400	226,900
	19	179,100	228,300
	20	180,800	229,600
	21	182,400	230,500
	22	184,400	231,800
	23	186,300	233,200
	24	188,200	234,500
	25	189,900	235,800
	26	191,500	237,100
	27	193,300	238,500
	28	195,100	239,900
	29	196,600	240,900
	30	198,500	242,400
	31	200,500	243,800
	32	202,500	245,100
	33	204,300	246,100
	34	205,900	247,000
	35	207,800	247,700
	36	209,500	248,700
	37	210,900	249,400
	38	212,500	250,700
	39	214,000	251,800
	40	215,600	253,000
	41	217,000	253,700
	42	218,500	255,000
	43	220,100	256,200
	44	221,700	257,500
	45	223,100	258,400
	46	224,300	259,600
	47	225,500	260,900
	48	226,800	262,000
	49	228,200	262,800
	50	229,400	264,100
	51	230,300	265,400
	52	231,400	266,700
	53	231,700	267,600
	54	233,900	268,800
再任用	55	235,100	270,000
職員以	56	236,300	270,900

外の職員	57	237,400	271,700
	58	238,600	272,800
	59	239,800	273,800
	60	241,000	274,700
	61	242,100	275,700
	62	243,200	276,700
	63	244,100	277,600
	64	245,100	278,600
	65	245,700	279,900
	66	246,500	280,800
	67	247,300	281,800
	68	248,100	282,600
	69	248,800	283,400
	70	246,600	284,100
	71	250,000	284,900
	72	250,800	285,600
	73	251,600	286,300
	74	251,900	286,900
	75	252,200	287,500
	76	252,500	287,900
	77	252,800	288,400
	78	253,100	288,800
	79	253,400	289,200
	80	253,700	289,500
	81	254,000	290,000
	82	254,300	290,600
	83	254,500	291,000
	84	254,800	291,500
	85	255,100	291,900
	86		292,200
	87		292,500
	88		292,800
	89		293,000
	90		293,200
	91		293,600
	92		293,900
	93		294,100
	94		294,500
	95		294,900
	96		295,300

	97		295,500
	98		295,700
	99		295,900
	100		296,200
	101		296,600
	102		296,900
	103		297,100
	104		297,300
	105		297,600
	106		
	107		
	108		
	109		
	110		
	111		
	112		
	113		
再任用 職員		215,100	229,600

医療職給料表

給与表別表第3

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級
	号 給	給料月額	給料月額
		円	円
	1	169,900	197,000
	2	171,300	198,900
	3	172,800	200,900
	4	174,200	202,800
	5	175,600	204,900
	6	177,100	206,900
	7	178,600	209,100
	8	180,100	211,200
	9	181,300	213,200
	10	183,000	214,600
	11	184,600	216,000
	12	186,100	217,200
	13	187,500	218,600

14	189,500	220,000
15	191,500	221,500
16	193,500	222,700
17	195,500	224,100
18	197,500	225,600
19	199,500	227,100
20	201,500	228,600
21	203,500	229,700
22	205,400	231,400
23	207,500	233,100
24	209,600	234,700
25	211,200	236,000
26	212,500	237,700
27	213,700	239,400
28	215,000	241,100
29	216,000	242,700
30	217,300	244,100
31	218,600	245,400
32	219,700	246,500
33	221,000	247,500
34	222,300	248,600
35	223,600	249,500
36	224,900	250,500
37	226,000	251,200
38	227,400	252,200
39	228,700	253,100
40	230,100	254,100
41	231,000	254,500
42	232,400	255,400
43	233,700	256,200
44	235,100	256,900
45	236,300	257,700
46	237,700	258,400
47	239,000	259,300
48	240,300	260,100
49	241,200	260,900
50	242,300	261,800
51	243,300	262,700
52	244,300	263,700
53	245,000	264,800

	54	246,000	266,000
	55	246,900	267,300
	56	247,800	268,600
	57	248,500	270,000
	58	249,500	271,500
	59	250,100	272,900
	60	250,900	274,300
	61	251,700	275,600
	62	252,500	276,900
	63	253,300	278,300
	64	254,100	279,400
	65	254,800	280,500
	66	255,500	281,800
	67	256,300	283,100
	68	257,000	284,400
	69	257,800	285,500
	70	258,600	287,000
	71	259,500	288,500
	72	260,500	289,900
	73	261,800	290,900
	74	263,100	292,300
	75	264,200	293,500
	76	265,300	294,800
	77	266,200	296,200
	78	267,200	297,500
	79	268,400	298,700
	80	269,400	300,000
	81	270,300	300,500
	82	271,200	301,700
再任用	83	272,200	302,800
職員以	84	273,100	304,000
外の職	85	273,900	305,100
員	86	274,700	306,300
	87	275,600	307,500
	88	276,500	308,600
	89	277,300	309,900
	90	278,200	311,100
	91	279,000	312,300
	92	280,000	313,500
	93	280,900	314,300

94	281,900	315,000
95	282,800	315,700
96	283,800	316,300
97	284,400	317,000
98	285,200	317,300
99	285,800	317,900
100	286,700	318,600
101	287,500	319,000
102	288,300	319,600
103	289,100	320,200
104	289,900	320,800
105	290,600	321,200
106	291,100	321,700
107	291,600	322,200
108	292,100	322,700
109	292,300	323,100
110	292,600	323,500
111	292,800	323,800
112	293,200	324,100
113	293,500	324,500
114	293,700	324,900
115	294,100	325,300
116	294,400	325,600
117	294,700	325,800
118	295,000	326,100
119	295,300	326,500
120	295,700	326,700
121	296,000	326,900
122	296,400	327,200
123	296,700	327,500
124	297,100	327,800
125	297,300	328,000
126	297,500	328,300
127	297,800	328,700
128	298,200	328,900
129	298,400	329,100
130	298,700	329,300
131	299,100	329,700
132	299,500	329,900
133	299,700	330,200

	134	300,000	330,600
	135	300,400	331,000
	136	300,700	331,400
	137	300,900	331,700
	138	301,200	332,100
	139	301,600	332,500
	140	301,900	332,900
	141	302,100	333,200
	142	302,500	333,600
	143	302,900	333,900
	144	303,200	334,300
	145	303,400	334,600
	146	303,600	335,000
	147	303,900	335,400
	148	304,300	335,800
	149	304,500	336,100
	150	304,700	336,500
	151	305,000	336,900
	152	305,300	337,300
	153	305,700	337,600
	154	305,900	
	155	306,100	
	156	306,400	
	157	306,700	
	158	307,000	
	159	307,300	
	160	307,600	
	161	308,000	
	162	308,300	
	163	308,600	
	164	308,900	
	165	309,300	
	166	309,600	
	167	309,900	
	168	310,200	
	169	310,600	
再任用 職員		235,100	255,400

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

議案第13号

座間味村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、議会の議決を求める。

令和5年3月8日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、当該条例を制定する必要がある。

これが、本議案を提案する理由である。

条例第6号

座間味村個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、村長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 この条例において「公文書」とは、座間味村情報公開条例（平成15年座間味村条例第16号）第2条第2号に規定する公文書をいう。

3 前2項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

(開示請求の手続)

第3条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(開示決定時の期限)

第4条 開示決定自覚は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条

第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は当該期間に算入しない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報に著しく大量であるため、開示請求があつた日から30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(開示請求に係る手数料等)

第6条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 保有個人情報の開示を受ける者は、規則で定める方法により、開示の実施に係る手数料を村長に納付しなければならない。ただし、村長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、手数料を減額し、又は免除することができる。

3 前項に規定する手数料の額は、規則で定める額とする。

4 保有個人情報の開示を受ける者は、第2項の手数料のほか送付に要する費用を納付して、保有個人情報が記録されている公文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該費用は、規則で定める方法により納付しなければならない。

(訂正請求の手続)

第7条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

第8条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(審査会への諮問)

第9条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、座間味村情報公開条例（平成15年座間味村条例第16号）第18条に規定する座間味村情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取り扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(運用状況の公表)

第10条 村長は、毎年度1回、前年度における各実施機関の個人情報保護制度の運用状況について、公表するものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(座間味村個人情報保護条例の廃止)

- 2 座間味村個人情報保護条例（平成27年座間味村条例第28号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の座間味村個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）に係る実施機関、委託者等においてはこの規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第7項に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取り扱いの委託を受けた業務に従事していた者

- 4 この条例施行の日前に旧条例の各規定による請求がされた場合における旧条例各規定における保有個人情報の開示（これに係る費用を含む。）、訂正（追加又は削除を含む。）利用停止については、なお従前の例による。

- 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報及び公文書又は指定管理者が管理している文書（公の施設の管理業務に関するものであって、図面及び電磁的記録を含む。）であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部または一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 附則第3項第2号に掲げる者

- 6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

- 7 偽りその他不正の手段により、「開示決定」に基づく旧保有個人情報の開示をこの条例の施行後に受けた者は、5万円以下の過料に処する。

- 8 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

- 9 本附則における懲役年数及び罰金額等については、那覇地方検察庁の協議回答後適用する。

以上です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

これで提出議案の説明は終わります。

日程第8．議案第6号 令和4年度座間味村一般会計補正予算（第10号）について議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2 番（西田吉之介議員）

よろしくお願いします。一般会計補正予算の13ページの一番下の介護広域の保険者機能強化支援交付金、これが減額になっています。座間味村はこの保険者機能強化、何をしてこういう結果になったかお伺いします。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

よろしくお願いします。こちらは介護予防事業の取り組み状況に応じた交付金となっております。今年度は未実施となっておりますので、計画もしておりませんでしたので未実施となっております、1,000円の残額がありましたので、減額としております。

○ 議長（宮平喜文）

2 番 西田吉之介議員。

○ 2 番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。たしか強化支援交付金というのは予算が200億円で、各自治体、県ですね、頑張っているところに分配する。それでも足りないということで努力者支援金というのも新たに200円足されて、総額400億円の予算を国が用意している補助事業です。地方で介護予防の取り組みを頑張っているところに分配するよというお金なので、ぜひこれから介護予防に取り組まないといけないと思いますので、事業を進めていただいて、取れるところの給付をいただくというような形で進めていってほしいなと思います。ありがとうございます。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号 令和4年度座間味村一般会計補正予算（第10号）について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第6号 令和4年度座間味村一般会計補正予算（第10号）については、原案のとおり可決されました。

日程第9．議案第7号 令和4年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号 令和4年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第7号 令和4年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第10．議案第8号 令和4年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号 令和4年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第8号 令和4年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第11．議案第9号 令和4年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第4号）について議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

7ページです。説明だけをお伺いしたいと思います。燃料潤滑油費のところ、フェリーざまみのほうは400万円、だけどクイーンざまみのほうがマイナス1,600万円となっていますが、この金額の違いの説明をお伺いします。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

よろしくお願いします。まず、フェリーざまみのA重油ですけれども、400円増となっております。このA重油については燃料タンクが9月補正時よりも高くなっており、不足が生じることが予想されるため増

額となっております。それからクイーンざまみの軽油、マイナスなんですけれども、これは軽油における燃料単価が下がっている状況にあります。また3月、来週から1週間、かじの修繕のために運休するために減額としております。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

ほかにございませんか。5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

歳入6ページの一番上、旅客費ですが、フェリー、クイーン、マイナスとなっているんですが、これはお客さんの減、または欠航の観点からですか。また、燃料費のクイーンの1,600万円、今月1週間のドックということで減額ですけれども、これも旅客のマイナスに関して教えてください。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

お答えします。まず、このフェリーとクイーンの減額ですけれども、これは当初予算において、平成29年から31年の平均を取って予算化しておりまして、コロナ禍においてお客様が減っていることもありまして、これだけの減額としております。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

分かりました。しかし、ここ過去3年の平均といいますと、コロナで大分落ち込んでいたんですが、この令和4年度からはある程度緩和されて、旅客数は増えたような感じに、実際船に乗って感じているんですが、思ったほど上がっていなかったのでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

先ほども説明したんですけれども、この平均ですね、当初予算の平均が平成29年から31年の3年間の平均で当初見積りを取っておりますので、どうしても今年度7万5,000のカウントはしているんですけれども、どうしても減額する必要がありましたので、減額しております。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

じゃあこれはコロナ前の1年の分も入ってはいるわけですね。分かりました。

それと、自動車航送費の売り掛けがマイナスということは、これは未払いがあるということなんですか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

これはですね、公共工事で、今まででしたら掛け売りが中心となっていたんですけれども、今回ですね、現金のほうで対応する業者が増えたため、売り掛けは減額としております。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5 番（中村秀克議員）

滞納ではなくて、売り掛けをやっていたところが現金に回ったということですね、分かりました。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号 令和4年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第4号）について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第9号 令和4年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第10号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2 番（西田吉之介議員）

改めて、全協で一度確認していますが、議会の場で再確認したいと思います。定年の年齢を60歳から65歳に上げるということですが、そのまま65歳までの定年ではなく、一度60歳で雇用を一度終え、そこから希望であれば65歳まで、毎年更新という形での雇用になりますか。それとも60歳になってもそのまま定年が65歳なので、65歳まで引き続き雇用されるという形になりますか。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生総務課参事。

○ 総務課参事（糸嶺直生）

お答えします。そのままの継続雇用となります。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2 番（西田吉之介議員）

そうなるとですね、60歳以降の給与体系について説明をお願いします。あと、こちらのほうの2ページですね、管理監督職の上限年齢は60歳までとなっていますが、60歳を超えて65歳までの定年になって雇用される方の役職についてもどういうふうになるのか、お伺いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

まず、給与体系はですね、その前に一気に65歳に上がるということではございません。何年間にかけて段階的に、最終的に定年の年齢が65歳に変わるということが大前提としてございます。

そして給与に関しては約ですね、たしか全体的な、平均でいいますと75%に、現在の定年の年齢の給与から大体75%ぐらいになるかというふうに試算がされていたと思います。平均ですね。

それと採用については、先ほども話しましたが、先ほどの西田議員がおっしゃるような形でやると、今までで言う再任用という形になるんですが、そうではなくて、そのまま雇用が継続されて、一旦切ってからということではなくて、最終的には何年後かには65歳の定年を迎えることが希望でできるということでございます。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。あと一つですね、この管理監督職について、こっちは60歳となっていますが、この5年間の差はどういう形での雇用になりますか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

基本的な流れで行きますと、管理職からは解かれるんですが、長が認める場合は例外があるというふうなうたいが書かれておりますので、その都度判断をさせていただくことになると思います。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

管理監督職の方が60歳ではなく、そのまま5年間延びるとなると、下で働く人たちも次こそは我がという思いがなかなかちょっと、まだいるのかという思いに変わるかもしれませんので、その辺はしっかりと下の人たちの意向も聞きながら、村長判断ということなので、人事異動をしっかりと行っていってもらいたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

役職がそのまま残る場合というのは特殊な事例だと思っております。例えば特殊な仕事が入ってきた。あるいはもしかしたら、昨日から議論がある職員の数が少なくてどうしてもという場合とか、あくまでも村長が認めるというのは特殊な事例だと考えておりますので、職員の意欲をそぐような人事異動はできるだけ避けるように頑張ってまいりたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。あとは今管理職に就いている方が、その役を解かれて、ランクが下がるというか、給料も下がる、75%の給与体系になるということで、その辺の理解もそのときになってからではなく、今のうちからシミュレーション等を行い、人事が変わっても引き続き頑張って働いてもらえるよう行政指導のほうをよろしくお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第10号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第11号 座間味村職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

こちらでも再度確認したいと思いますが、この育児休業の件ですが、1ページにあるように定年が60歳から65歳に延びている方は育児休暇が取れませんという内容でよろしいでしょうか。説明を求めます。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

糸嶺直生総務課参事。

○ 総務課参事（糸嶺直生）

お答えします。はい、取れないということです。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

これまでですね、女性の方は産休、育児休暇も多分取っていると思いますが、男性職員で育児休暇を取得した方はこれまでいらっしゃいますか。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生総務課参事。

○ 総務課参事（糸嶺直生）

これまで、今年度になって2名の船員の方々が取っております。過去には2名、一般行政職の方も取っております。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

分かりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号 座間味村職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第11号 座間味村職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第12号 座間味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

会計年度任用職員ですが、ちなみに現在、座間味村役場において何名の会計年度任用職員がいるかお伺いします。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生総務課参事。

○ 総務課参事（糸嶺直生）

お答えします。2月1日現在で数えますと、村長部局、教育委員会合わせて44名となっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。ちなみにですが、正職員の数もお分かりになりますか。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生総務課参事。

○ 総務課参事（糸嶺直生）

2月1日現在、54名となっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号 座間味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第12号 座間味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第13号 座間味村個人情報保護に関する法律施行条例の制定について議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

1ページの下の方ですね、第6条、法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とするとありますが、その下に開示の実施に係る手数料を村長に納付しなければならないとありますが、それについての矛盾についての説明をお伺いします。

○ 議長（宮平喜文）

宮平壮一郎総務課長。

○ 総務課長（宮平壮一郎）

よろしくお願いします。本条例につきましては、第6条のほうですけれども、手数料については2つの種類があります。まずその一つは、この開示に、作業に伴ってですね、我々役場のほうが1件当たり、この作業についてはお幾らですと、いわゆる我々が働く労力に対しての手数料については全て無料で、これも開示とか請求が来た場合、書類を探したり、そういうものをするのは無料で行いなさいということです。それについて、また開示をするときにコピーとかを取らないといけません。そのコピーの紙代については納付をいなさいということで、2つの手数料があるという認識でこちらを書かせていただいております。1つは、実費、作業にかかる手数料、もう一つはその作業が終わった後にお渡しするコピー等を取ったときの紙代とか、例えばレターパックで送ります。そういったレターパックの実費については納付をしてくださいという考えとなっております。御理解のほうをお願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。なかなかこの文章だけでは分かりづらいところがあると思いますので、今後ちょっと利用者がこんがらがらないように説明等、理解しやすいような形で表示してくれればと思います。ありがとうございます。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

よろしくお願いします。この開示請求については、特に村内の人とか、村外の人とか、それは別に規定はないんですか。村内の人も村外の人も開示請求はできるんですか。

○ 議長（宮平喜文）

宮平壮一郎総務課長。

○ 総務課長（宮平壮一郎）

開示請求について、個人情報とは別に情報開示の条例がございまして、これについては村内外問わず受付しております。

○ 議長（宮平喜文）

2 番 西田吉之介議員。

○ 2 番（西田吉之介議員）

例えば島外、もしくは県外の方が島内の方の個人情報の開示請求をした場合、今あなたの個人情報が開示請求されていますよという通知は、本人に届きますか。

○ 議長（宮平喜文）

宮平壮一郎総務課長。

○ 総務課長（宮平壮一郎）

これにつきましては、こちらから、また個人情報につきましては本人しか申請ができない状況になっておりまして、第三者の方が来たら不開示といいますか、お断りしているところでございますので、第三者の方が個人の方に対して請求があった場合、その個人、対象者の個人にあなたの来ていますよという通知等を出すことはございません。

○ 議長（宮平喜文）

2 番 西田吉之介議員。

○ 2 番（西田吉之介議員）

ということは、他人が誰かの個人情報の開示を求めても、これは公開されないということですか。

○ 議長（宮平喜文）

宮平壮一郎総務課長。

○ 総務課長（宮平壮一郎）

基本的にはそのようになっております。ただし、また別要件がございまして、例えば選挙とかですね、国がいろんな統計等に使うときに開示してくださいということになれば、またそれは手続を踏んで、こちらのほうの窓口で開示というのは、まあ、これは本当に特別な場合でございまして、そういったときには内部で決裁いただいて開示しているときもございます。

すみません。あと、弁護士の任によっても開示が行われるときもありますので、付け添えます。

○ 議長（宮平喜文）

2 番 西田吉之介議員。

○ 2 番（西田吉之介議員）

ありがとうございました。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号 座間味村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第13号 座間味村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

本日は、これをもって散会とします。

散 会（午後6時30分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 宮 平 喜 文

署名議員 西 田 吉之介

署名議員 垣 花 太 郎